

第3章 安全で快適なまちづくり

第1節 安全・安心

- 1 災害対策
- 2 消防体制
- 3 交通安全
- 4 防犯対策

第2節 都市基盤

- 1 都市づくり
- 2 道路
- 3 住宅・宅地
- 4 下水道
- 5 廃棄物処理とリサイクル

第3節 地域交通

- 1 多摩都市モノレール推進
- 2 地域交通

【留意事項】

- 文言の整理を行った結果のみ見え消しで表示しています。
- そのため、体裁、図及び表については、前期基本計画のままとなって
いるため、素案を御確認ください。

本章の概要

発生が懸念される首都直下地震をはじめとした大地震や、気候変動等が影響し近年多発している台風、局地的な集中豪雨、土砂災害等の自然災害異常気象などを原因とする風水害による被害の軽減を図るとともに、災害対応の体制の充実に努めます。

また、市民が安心して住み続けることができるよう、都市基盤に関わる取組を推進し、土地利用の状況や自然環境等の地域特性を踏まえながら、安心して住み続けることができるよう、生活環境が整備された安全で快適なまちづくりを進めています。

第1節 安全・安心

1 災害対策

災害の予防や、災害発生後の応急復旧及び復興等に取り組みます。

災害発生時の体制強化を図るとともに、減災についての普及啓発に努めます。

3 交通安全

交通安全意識の高揚と、安全な交通環境づくりに努めます。

2 消防体制

防火知識・思想の普及や広報活動を推進し、火災の未然防止に努めます。また、消防団の活動環境の整備や処遇・装備の改善に取り組み、消防体制の充実に努めます。

消防団の活動環境の改善等に努め、火災等への対応強化を図ります。

4 防犯対策

犯罪防止に係る知識や取組について普及啓発するとともに、防犯環境の整備を推進します。

地域と一緒に、市民が安心して暮らすことができる環境づくりに取り組みます。

第2節 都市基盤

1 都市づくり

自然環境との調和を図りながら、各地区の特徴を踏まえながら、良好な市街地環境の形成に取り組みます。

2 道路

幹線道路や生活道路の整備を進めるとともに、道路環境の維持管理にも努めます。
誰もが利用しやすい歩行者空間の確保を図るとともに、生活道路の充実等に努めます。

3 住宅・宅地

災害に強い良好な住環境や住まいの確保に努めるとともに、地域の特性をいかしたまちづくりを推進します。
また、空き家対策に向けた取組も推進します。

4 下水道

健全な公共下水道の維持管理に努めるとともに、雨水管を計画的に整備します。

5 廃棄物処理とリサイクル

ごみの減量とリサイクルを推進するとともに、環境負荷の少ない効率的な処理を推進します。

第3節 地域交通

1 モノレール推進

多摩都市モノレールの早期延伸に向けて、
沿線のまちづくりに取り組むとともに、様々な
促進活動や要望活動を行います。導入空間
の整備に取り組むとともに、様々な促進活動
や要望活動を行います。

2 地域交通

多摩都市モノレール延伸を見据えた持続可
能な公共交通ネットワークの実現に向けた取
組を推進するとともに、市内循環バス及び乗
合タクシーについて、効果的な運行に努めま
す。

第1節 安全・安心

1 災害対策

■ 現状と課題

近年、全国各地で地震や台風、局地的な集中豪雨、土砂災害等の自然災害が毎年のようにみられています。また、気候変動の影響により、これらの自然災害はさらに頻発化・激甚化していることから、被害を最小限に抑えるための防災対策が求められています。我が国では、平成23年に発生し大きな爪痕を残した東日本大震災以降も、平成28年熊本地震、平成30年大阪北部地震及び北海道胆振東部地震などの大規模地震が発生しているほか、平成24年九州北部豪雨、平成27年関東・東北豪雨、平成30年西日本豪雨など、台風、局地的な集中豪雨、土砂災害等の自然災害による被害が毎年のようにみられることから、防災施策の重要性はより一層高まっています。

本市においても、自然災害から市民の生命、身体及び財産を守り、安心して地域に暮らし続けられるよう、災害の予防、災害発生後の応急復旧及び復興等に資する取組を行うなど、災害に備えたまちづくりが求められます。

本市では、災害対策の基本方針として「武蔵村山市地域防災計画」を定めており、必要に応じて修正を行っています。令和7年には、近年の実災害の課題や教訓等を踏まえるとともに、関係法令や国・東京都などの計画との整合を図り、より実効性のある計画とするための修正を行いました。

令和7年4月1日から稼働を開始した防災食育センターでは、災害時にライフラインが遮断された場合でも、応急給食が実施できる機能が維持されているほか、災害時の避難生活者を約1万人と想定し、1日2食の応急給食を3日間実施できる食材等を備蓄しています。

災害の予防については、災害時倒壊の恐れがある樹木や木造住宅、ブロック塀について、耐震診断や改修費用の補助等を行っています。今後も、災害時に最小の被害で抑えられるよう、災害の予防に向けた取組を継続して検討・実施していく必要があります。本市においても、令和元年台風第19号では、災害対策本部を設置し災害対応に当たりました。震災、風水害などの様々な災害に、迅速に対応できる体制づくりが必要です。

のことから「武蔵村山市地域防災計画」を「東京都地域防災計画等」との整合性を図りながら、より現状に対応した内容に見直す必要があります。

市内には避難場所が37か所、避難所が27か所、二次避難所（福祉避難所）(*40)が7か所指定され、災害対策用備蓄倉庫は19基設置されています（図3-1、表3-1参照）。さらに、自主防災組織として、自治会を母体とする32団体、5,854世帯が組織化を図り、活動している状況にあります（表3-2参照）。

地震に対する備えに加え、近年頻発する台風等による風水害にも十分対応できるよう、各種災害に対応した対策を講じる必要があることから、地域防災計画の見直しに合わせ、女性や高齢者、障害者、乳幼児など配慮を要する人々の視点を取り入れた避難所管理運営マニュアルなどの策定を進め、具体的な対応に地域の住民の意見を取り入れることにより、防災に対する市民意識の高揚を図っていく必要があります。あわせて、ペットに関する防災知識の普及啓発や、避難所でのペットの取扱いなども検討する必要があります。

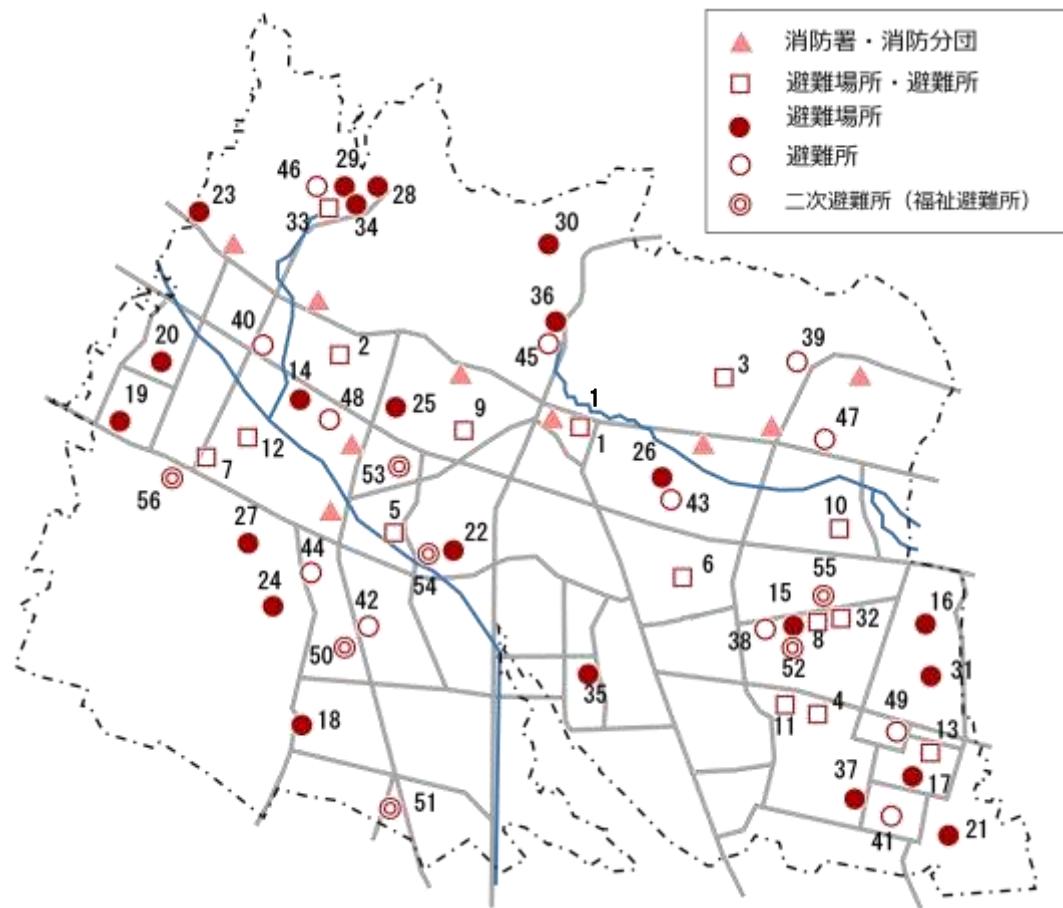
さらに、今後は国や都の指針等に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置を避難所運営に反映させていく必要があります。

災害発生後の応急復旧及びまた、災害対応や復興につきましては、ボランティアコーディネーターの育成やボランティア受入体制の構築等、災害ボランティア運営体制整備事業を行っています。また、応急給食用備蓄食材等更新事業として、防災食育センターにて避難所への応急給食を提供するため、食材等を備蓄する取組を行っています。

今後も、災害後に迅速で適切な対応ができるよう、防災DXなどにより、効率化・高度化した仕組みづくりをしていく必要があります。共助の役割を担う自主防災組織などの地域の団体をはじめとした、市民の自主的な行動が不可欠となります。引き続き、自主防災組織の充実強化を図り、自主防災組織の結成推進が課題となっています。

(*40) 二次避難所（福祉避難所）：特別な設備や介護が必要等の理由で、通常の避難所での生活が困難な避難者を受け入れる避難所

図 3-1 消防施設等位置図



(注) 図中に記載の番号は表 3-1 避難場所・避難所一覧のNo.

出典 防災安全課資料



<災害対策用備蓄倉庫>

表3-1 避難場所・避難所一覧

(令和2年4月1日現在)

No.	施設名	避難場所	避難所	No.	施設名	避難場所	避難所
1	第一小学校	□		29	総合運動公園運動場(第二)	●	
2	第二小学校	□		30	野山北公園運動場	●	
3	第三小学校	□		31	カマキリ公園	●	
4	小中一貫校大南学園 第七小学校	□		32	市民総合センター	□	
5	第八小学校	□		33	総合体育館	□	
6	第九小学校	□		34	総合運動公園運動場(第三)	●	
7	第十小学校	□		35	プリンスの丘公園	●	
8	雷塚小学校	□		36	横田児童遊園	●	
9	第一中学校	□		37	新大南運動広場	●	
10	第三中学校	□		38	雷塚地区会館		○
11	小中一貫校大南学園 第四中学校	□		39	中藤地区会館		○
12	第五中学校	□		40	三ツ木地区会館		○
13	小中一貫校村山学園	□		41	大南地区会館		○
14	山王森公園	●		42	残堀・伊奈平地区会館		○
15	雷塚公園	●		43	福祉会館		○
16	オカネ塚公園	●		44	第二老人福祉館		○
17	大南公園	●		45	第三老人福祉館		○
18	伊奈平公園	●		46	第四老人福祉館		○
19	経塚向公園	●		47	第五老人福祉館		○
20	中原公園	●		48	山王森児童館		○
21	大南東公園	●		49	緑が丘ふれあいセンター		○
22	三ツ藤南公園	●		50	社会福祉法人村山福祉会伊奈平苑		○
23	小山内運動広場	●		51	社会福祉法人武蔵村山正徳会サンシャインホーム		○
24	シドメ久保運動広場	●		52	東京都立村山特別支援学校		○
25	三ツ木地域運動場	●		53	社会福祉法人あすはの会障害者支援施設福生第二学園		○
26	原山地域運動場	●		54	医療法人財団立川中央病院介護老人保健施設アルカディア		○
27	残堀・伊奈平地域運動場	●		55	社会福祉法人恭篤会むさし山村苑		○
28	総合運動公園運動場(第一)	●		56	社会福祉法人あいの樹		○

出典 防災安全課資料

(注) 図3-1及び表3-1については概要を記載しています。最寄りの避難場所・避難所の位置や利用方法を確認する際などは、市で配布している最新の防災マップ・ハザードマップを確認してください。

表 3-2 市内の自主防災組織一覧

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

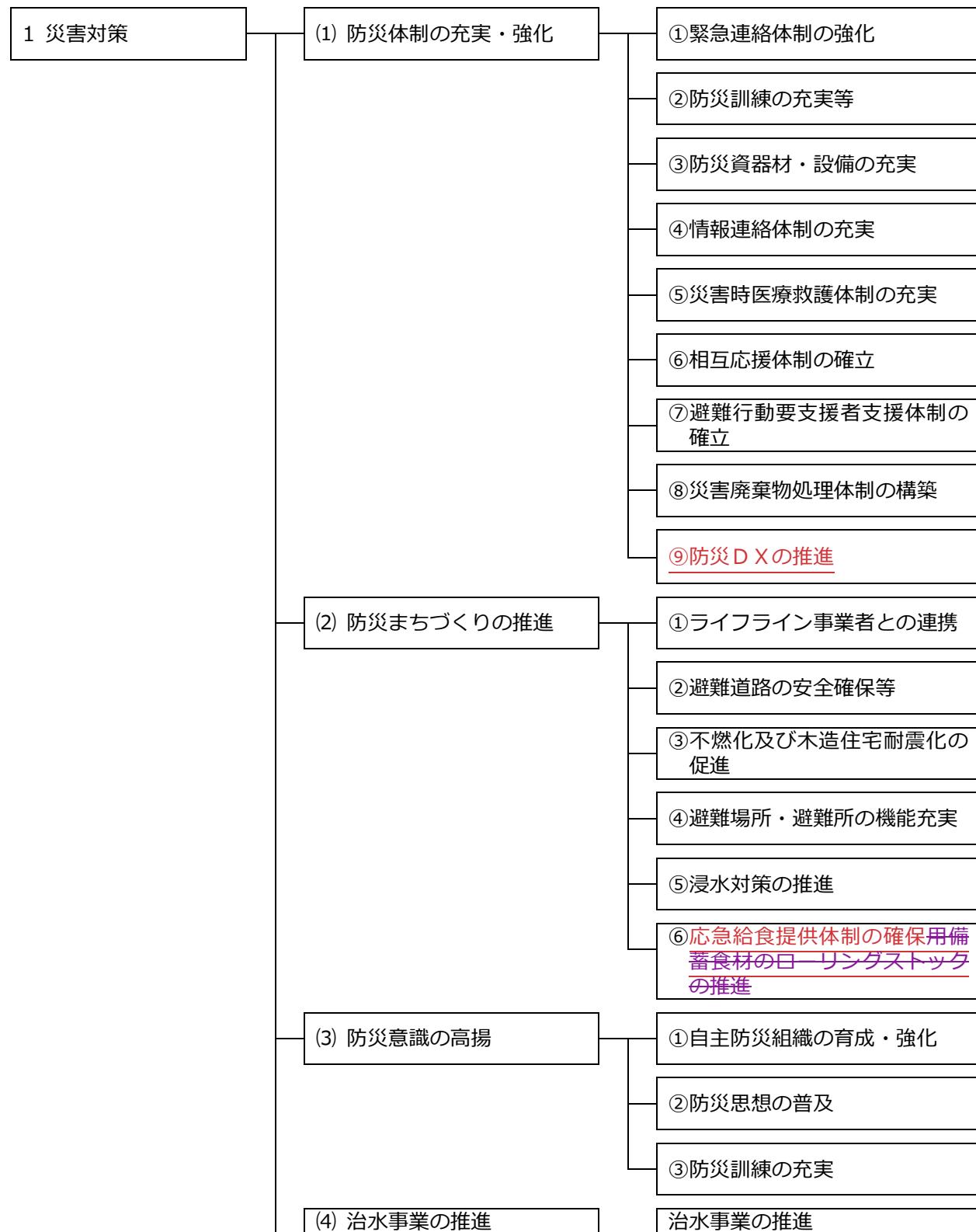
名 称		結 成 年 月	構 成 世 帯 数
1	2 B 自 治 会 自 主 防 災 会	昭 和 59 年 8 月	157
2	向 山 自 治 会 自 主 防 灾 会	昭 和 60 年 4 月	45
3	伊 奈 平 自 治 会 自 主 防 灾 会	平 成 7 年 9 月	367
4	学 園 自 治 会 自 主 防 灾 会	平 成 9 年 4 月	204
5	三 ツ 藤 自 治 会 自 主 防 灾 会	平 成 10 年 1 月	305
6	緑 が 丘 第 7 自 治 会 自 主 防 灾 会	平 成 11 年 5 月	219
7	日 の 出 自 治 会 自 主 防 灾 会	平 成 11 年 7 月	144
8	大 南 自 治 会 自 主 防 灾 会	平 成 12 年 7 月	355
9	宿 自 治 会 自 主 防 灾 会	平 成 16 年 3 月	183
10	中 村 第 一 自 治 会 自 主 防 灾 会	平 成 16 年 8 月	100
11	中 村 第 二 自 治 会 自 主 防 灾 会	平 成 16 年 8 月	72
12	中 村 第 三 自 治 会 自 主 防 灾 会	平 成 16 年 8 月	66
13	岸 自 治 会 自 主 防 灾 会	平 成 17 年 9 月	217
14	萩 ノ 尾 自 治 会 自 主 防 灾 会	平 成 18 年 4 月	163
15	上 水 台 自 治 会 自 主 防 灾 会	平 成 19 年 10 月	220
16	峰 自 治 会 自 主 防 灾 会	平 成 19 年 12 月	193
17	谷 津 自 治 会 自 主 防 灾 会	平 成 20 年 11 月	166
18	大 南 五 丁 目 自 治 会 自 主 防 灾 会	平 成 20 年 12 月	36
19	緑 が 丘 第 9 自 治 会 自 主 防 灾 会	平 成 21 年 6 月	170
20	1 1 1 2 自 治 会 自 主 防 灾 会	平 成 21 年 10 月	120
21	し の の め 自 治 会 自 主 防 灾 会	平 成 22 年 3 月	62
22	8 B 自 治 会 自 主 防 灾 会	平 成 22 年 12 月	190
23	鍛 冶 ケ 谷 戸 地 区 自 主 防 灾 会	平 成 23 年 9 月	123
24	1 1 0 1 自 治 会 自 主 防 灾 会	平 成 23 年 10 月	264
25	中 原 自 治 会 自 主 防 火 防 灾 会	平 成 24 年 9 月	234
26	雷 塚 自 治 会 自 主 防 灾 隊	平 成 25 年 4 月	196
27	緑 が 丘 第 6 自 治 会 自 主 防 灾 会	平 成 25 年 7 月	378
28	む さ し の 宿 舎 自 主 防 灾 会	平 成 26 年 8 月	255
29	神 明 地 区 自 主 防 灾 会	平 成 26 年 10 月	200
30	横 田 自 治 会 自 主 防 灾 会	平 成 30 年 6 月	104
31	マイホームランド玉川上水自治会自主防災会	平 成 30 年 9 月	207
32	原 山 自 治 会 自 主 防 灾 会	平 成 30 年 11 月	139
合 計 (32 団体)			5,854

出典 防災安全課資料

■ 基本方針

地震や台風等の自然災害や不測の事態における大きな被害を想定し、危機管理体制の充実や災害に強い都市基盤づくりのほか、地域と連携した防災活動の推進に取り組みます。

■ 施策の体系・内容



(1)-強調化 防災体制の充実・強化

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
①緊急連絡体制の強化	<p>災害時における関係機関との連絡、職員の出動、災害復旧等に係る連絡体制の強化を図ります。</p> <p>○災害時における緊急連絡体制の強化</p>	防災安全課	
②防災訓練の充実等	<p>地震災害や風水害など、様々な災害を想定した防災訓練を実施します。</p> <p>災害時における市民一人一人の防災行動力の向上を図るために、実践・体験型訓練を実施するとともに、災害対策本部の運用を強化するため、災害図上訓練を実施します。</p> <p>○総合防災訓練の充実 ○災害図上訓練の実施</p>	防災安全課	
③防災資器材・設備の充実	<p>様々な災害に対応するために、必要な防災資器材の充実を図ります。</p> <p>公共施設内の備蓄倉庫に、乳幼児や高齢者、男女等の様々なニーズに配慮した、アレルギー対応食を含む災害時食料や生活必需品等を配備します。</p> <p>また、過去の災害の教訓を基に、断水時の消防水利確保のための防火水槽等消防水利の整備・充実に努めます。</p> <p>○災害対策用備蓄物資の計画的な購入 ○消防水利（防火水槽等）の整備</p>	防災安全課	
④情報連絡体制の充実	<p>災害時の市民への情報連絡体制については、従来から活用している防災行政無線、ホームページやSNS、緊急速報メール(*41)、協定を締結している団体等への情報発信の要請など、様々な手段を活用した情報発信に努めます。</p> <p>また、災害時に市民自身が情報を収集できるよう、日頃から災害時の情報入手手段の広報周知を実施するほか、防災行政無線の難聴区域の解消や<u>公衆無線LANアクセスポイントの整備</u>、新たな情報発信手段の検討など、情報連絡体制の充実・強化に努めます。</p> <p>さらに、避難所開設時等に、本部との情報連絡体制を確立するため、無線による通信体制を整備します。</p> <p>災害廃棄物処理計画等の行動マニュアルに基づき、各機関との情報連絡体制を構築していきます。</p> <p>○ホームページ、SNS、メール配信等における情報提供 ○防災行政無線システム設備等の充実及び更新 ○SNSを活用した情報収集・発信 ○公衆無線LANアクセスポイントの整備</p>	秘書広報課 防災安全課 関係各課	
⑤災害時医療救護体制	医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会などとの連絡体制を確立し、災害時医療救護活動拠点や緊急医療救護所及び避難所医療救護所の設置、運用に関しての検討を進めます。		

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
の充実	○関係機関との連携強化 ○災害医療コーディネーターの設置	健康推進課 防災安全課 環境課	
⑥相互応援体制の確立	<p>東京都、周辺自治体及び関係防災機関等との応援・協力体制を確立します。</p> <p>被災者の収容など、災害時における応援協定等による応急救援体制の確立を推進するとともに、既に締結している団体等とは、有事の際でも円滑な応援活動が行えるよう、連絡体制の強化を図ります。</p> <p><u>社会福祉協議会やボランティア・市民活動センターと連携して災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を行い、発災時における円滑な運営体制の整備に取り組みます。</u></p> <p>また、災害時における効果的なボランティア活動の在り方を検討します。社会福祉協議会やボランティア・市民活動センターを中心として、ボランティアコーディネーターの育成や感染症対策を含むボランティア受入体制等を考慮した、災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの改訂に取り組みます。</p>		
	○災害ボランティア登録制度の普及	協働推進課 防災安全課	
	○各協定締結団体等との連絡体制強化 ○災害時相互応援協定締結自治体との連携訓練	防災安全課	
	○災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施	協働推進課	
⑦避難行動要支援者の避難行動支援体制の確立	<p>避難行動要支援者の避難行動支援プラン（個別計画）を作成することにより、災害発生時において迅速・適切な避難行動が行えるよう、避難支援体制を確立します。</p>		
	○避難行動要支援者の個別計画の作成及び見直し	福祉総務課	
⑧【新規】災害廃棄物処理体制の構築	<p>災害廃棄物処理計画の実施に当たっての行動マニュアルを周知し、処理体制を確立します。自然災害に伴い発生する災害廃棄物について円滑な処理を図るため、災害廃棄物処理計画に基づき平常時の備えに努め、具体的な処理体制を確立します。</p>		
	○関係機関との連携強化 ○災害時の廃棄物処理体制の確立	ごみ対策課	
⑨防災DXの推進	<p>デジタル技術を活用し、災害の情報共有避難支援、災害対応などの効率化と高度化を図る防災DXの取組を加速化します。</p>		

(2) 強靭化 防災まちづくりの推進

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
①ライフライン事業者との連携	<p>水道、ガス、電気、通信などのライフラインの事業者と連携を図るため、各種訓練への参加や、緊急時の連絡体制を確立します。</p> <p>○各種防災訓練へのライフライン事業者の参加促進 ○緊急連絡体制の構築</p>	防災安全課	
②避難道路の安全確保等	<p>避難場所まで安全に避難できるよう、避難道路の安全性の向上に努めるほか、市道の拡幅、改修等の整備に努めます。</p> <p>さらに、避難時の安全な誘導を確保するため、主要市道を中心に緊急活動重要路線としての道路整備に努めます。</p> <p>○避難道路の整備 ○緊急活動重要路線の整備(主要市道第12号線の拡幅整備)</p>	道路下水道課	
③不燃化及び木造住宅耐震化の促進	<p>火災の延焼を防止するため、主要幹線道路等の沿道建築物の不燃化の促進や地域の緑化、オープンスペースの確保などを図ります。</p> <p>また、震災時の建物倒壊による道路の閉塞を防止するため、対象建築物の耐震化を促進するとともに、市民の生命及び財産を守るため、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化の促進を図ります。</p> <p>ブロック塀から生け垣への変更を奨励するなど震災に強いまちづくりを進めます。</p> <p>○「第二次耐震改修促進計画」の推進 ○未造住宅耐震診断・未造住宅耐震改修等助成事業の推進 ○生け垣設置の奨励</p>	都市計画課 産業観光課 環境課	
④避難場所・避難所の機能充実	<p>避難場所、避難所及び二次避難所（福祉避難所）の市民への周知徹底を図るとともに、避難所となる施設の環境整備、資器材及び備蓄物資の充実に努めます。</p> <p>また、停電に対応した資器材等を計画的に購入し、備蓄します。</p> <p>○災害対策用備蓄物資の計画的な購入【再掲】 ○防災協力農地の普及啓発 ○避難所でのペットの取扱いに関する検討 ○公衆無線LANアクセスポイントの整備【再掲】</p>	防災安全課 産業観光課 防災安全課 環境課 防災安全課 関係各課	
⑤浸水対策の推進	<p>雨水管理総合計画に基づき、内水氾濫に対応するため、段階的対策により計画的な整備を推進します。</p> <p>都市型水害（局地的集中豪雨）への対策として、雨水浸透施設などの整備を推進するとともに、河川のしゅんせつを行います。</p> <p>また、公共下水道（雨水）の整備を推進します。</p> <p>○道路等への雨水浸透施設の設置</p>	道路下水道課	

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
	◎河川等のしゅんせつ ◎公共下水道（雨水）の整備		
⑥応急給食提供体制の確保【新規】(仮称→) 防災食育センターの整備	<p>災害時にライフラインが遮断された場合でも、防災食育センターにおいて備蓄燃料や受水槽の貯水を利用し、応急給食等を実施します。</p> <p>防災食育センターにおける応急給食用備蓄食材を、必要に応じて防災訓練や学校給食で使用することにより、適切な更新（ローリングストック）を推進します。災害時には避難所生活者等に応急給食を実施するための機能を備え、平常時にはその機能を有効活用して小学校給食を調理する機能を併せ持つ（仮称）武藏村山市防災食育センターを整備します。</p>	◎(仮称)武藏村山市防災食育センターの整備【再掲】 学校給食課	

(3) 強靭化 防災意識の高揚

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
①自主防災組織の育成・強化	<p>「自分たちのまちは自分たちで守る」という連帯感や、災害時における市民・事業者と市が一体となった地域ぐるみの防災機能・意識を向上させるため、防災資器材等の助成強化、防災施設での防災体験訓練を実施するなど、自治会を中心とした自主防災組織の結成促進と育成強化を図ります。</p> <p>○自主防災組織の結成促進と育成強化</p>		
	防災安全課		
②防災思想の普及	<p><u>市内在住者に対して、自主防災組織及び消防団に対して、防災に関する一定の知識・技術を有する防災士の資格取得費を助成し、養成を図るとともに、防災施設での防災体験訓練の実施や防災食育センターなどで、講演等を開催するなど様々な機会を捉えて防災知識・思想の普及啓発に努めます。</u></p> <p>○防災教育・防災訓練の充実 ○防災士資格取得助成事業</p>		
	防災安全課		
③防災訓練の充実	<p>近年頻発化する台風等の風水害に対応するため、市の災害対策本部機能や市民の避難行動力の向上を目的とした訓練を実施します。</p> <p>過去の災害の教訓を踏まえ、市民主体による実践・体験型防災訓練、防災講演等を実施・充実し、防災意識の高揚を図ります。</p> <p>○総合防災訓練の充実【再掲】 ○災害図上訓練の実施【再掲】</p>		
	防災安全課		

(4) 強靭化 治水事業の推進

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
治水事業の推進	<p>治水対策の充実を図るため、<u>空堀川の計画的な整備について、東京都と連携して事業を促進します。空堀川の計画的な整備を東京都に要請するとともに、他の河川・水路等については、順次改修・整備に努めます。</u></p> <p>○空堀川の整備促進の要請 ○河川・水路等の改修等</p>		
	都市計画課		
	道路下水道課		

成果指標

指標 1 木造住宅耐震診断の助成件数	
0 件/年 (R5R7)	→ 10 件/年 (R12R7)

指標 2 自主防災組織の結成数	
3432 団体 (R5R7)	→ 37 団体 (R12R7)

2 消防体制

■ 現状と課題

本市の常備消防については、広域体制で東京消防庁により運営されています。

~~火災は、令和元年には32件発生しています（図3-2参照）。~~

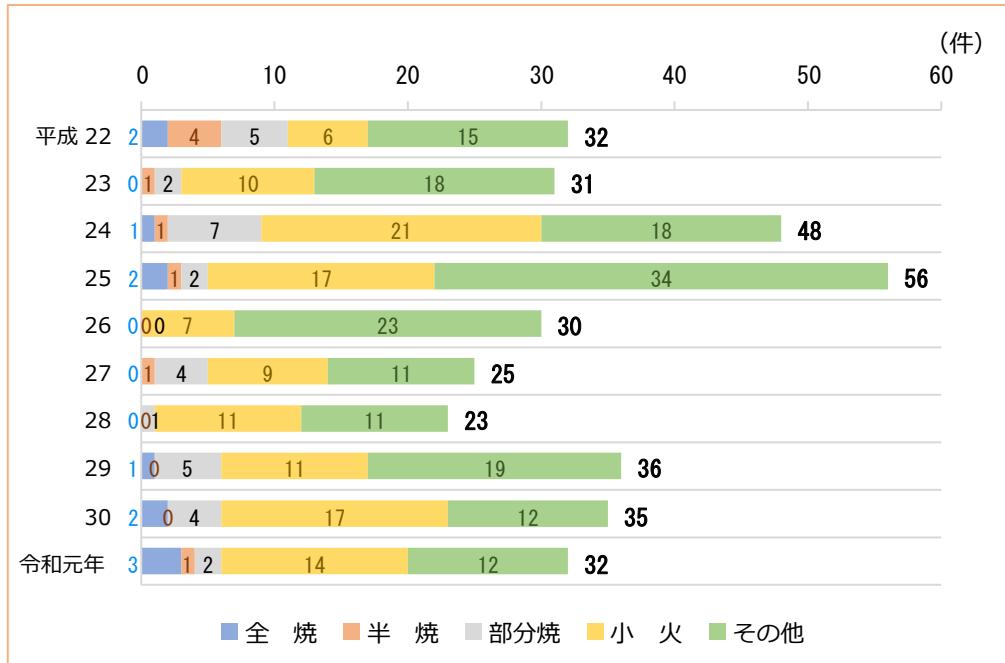
~~地域防災の中核を担う消防団は、8つの分団と女性部（オレンジフェアリーズ）で構成され、地域で発生した火災の消火活動、台風、大雪時の自然災害における救助活動、防火・防災の広報活動、警戒活動等を行っています。団長、副団長以下8個分団及び女性部で構成され、火災発生時の消火活動や消防署隊の後方支援、防火・防災の広報活動、警戒活動等を行っています。~~

~~地震や台風等、自然災害が頻発化・激甚化しており、消防団の担う役割は多様化しているものの、消防団員数の確保は厳しい状況にあり、近年は減少傾向にあります。今後は、消防団員数の確保及び効率的な活動形態の検討が課題となっています。大規模災害の発生が懸念され消防団の役割が多様化する中、消防団員数は減少傾向にあり、団員の確保と知識や技術の向上が喫緊の課題となっています。~~

~~十分な人員を確保するためには、多様な人材の消防団への入団を図るためにも、消防団の知名度の向上やイメージアップの取組に加え、活動を限定して対応してもらう機能別消防団員の導入を検討するなど、活動環境の整備や待遇・装備の改善等を進める必要があります。~~

今後も、市民の生命及び財産の安全を確保するために、消防署及び消防団と一体となって総合的な消防体制の強化に努める必要があります。

図3-2 火災発生件数の推移 (各年12月31日現在)



(注)「その他」は、ごみや樹木などの建物以外の火災

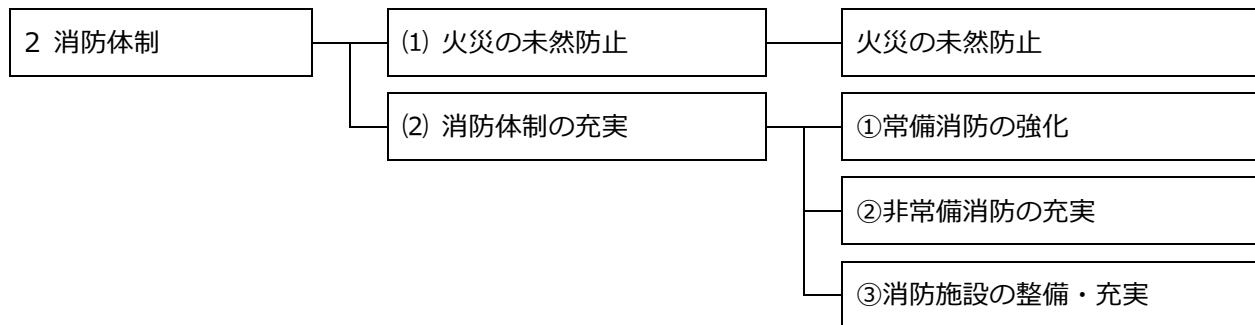
出典 北多摩西部消防署資料

■ 基本方針

市民の生命と財産の安全を確保するため、消防署及び消防団と一緒に総合的な消防体制の強化に向けた取組を推進します。

また、消防団に求められる役割の多様化に対応するために、活動環境などの改善を図ります。

■ 施策の体系・内容



(1)-強調化 火災の未然防止

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
火災の未然防 止	<p>家庭での防火意識の高揚を図るため、防火知識・思想の普及や広報活動の推進に努めます。</p> <p>また、北多摩西部消防署と連携を図りながら、消防団による火災多発期の予防警戒を引き続き実施します。</p> <p>①SNS等を活用した火災予防のための広報の充実 ②火災予防警戒の実施</p>	防災安全課	

(2) 強化消防体制の充実

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
①常備消防の強化	<p>中高層建築物の増加や有毒発煙材の使用など新たな課題に対処し、災害時の消火・救急活動をより的確なものとするよう、東京都に対し災害時の消火・救助救急活動に有効な装備の充実と災害に対応した常備消防力の増強を要請します。</p> <p>○常備消防の増強要請</p>		
	防災安全課		
②非常備消防の充実	<p>地域防災の中核を担う消防団員の確保が喫緊の課題であることから、消防団の知名度の向上やイメージアップの取組に加え、活動環境の整備や待遇の改善等に努めます。</p> <p>また、多様な人材の活用の観点から、団員入団促進の方策を検討します。</p> <p>消防力の維持向上のため、計画的に訓練を実施します。</p> <p>○各種訓練の実施及びポンプ車操法大会の開催 ○消防団員の募集及び広報の充実、待遇改善の検討 ○機能別消防団員導入の検討 ○計画的な資器材等の整備</p>		
	防災安全課		
③消防施設の整備・充実	<p>防火水槽、消火栓の増設及び維持管理に努めるとともに、消防車の計画的な更新を行います。</p> <p>消防力の維持向上と効率的な運用を図るため、計画的に資機材を整備します。</p> <p>○消防水利（防火水槽等）の整備【再掲】 ○消火栓の取替、移設等 ○消防ポンプ自動車の整備・更新 ○消防団分団車庫の管理・整備</p>		
	防災安全課		

成果指標

指標 1 消防団員数（定数 210 人）	指標 2 震災時の消防水利（防火水槽）のメッシュ充足数
<p>191人 (R1R5)</p>  <p>210人 (R7R12)</p>	<p>231/303 (R1R5)</p>  <p>237/303 (R7R12)</p>



<消防団出初式>

3 交通安全

■ 現状と課題

交通事故に対しては、警察や交通関係団体と連携した交通安全思想の普及啓発や交通安全施設・環境の整備、被害者の救済等への取組が求められています。交通安全施設・環境の整備については、道路反射鏡の設置やカラー舗装等の施工、外側線の溶着等、交通安全対策工事を継続して行っています。

また、近年は高齢者が関係する交通事故が増加しているため、児童や生徒に加え、高齢者に対しても交通安全に向けた取組を重点的に行っていく必要があります。

近年、高齢者が関与する事故件数が増加傾向にあり、本市でも全体の3割強を占めていることから、高齢者層への安全意識の高揚と普及をより一層図る必要があります。

本市内の交通人身事故は、令和元年については254件発生しており、死傷者数は301人となっています（表3-3参照）。

また、交通事故の総件数は減少傾向にあるものの、本市では自転車が関係する交通事故の割合が年齢を問わず高くなっています。背景としては、鉄道等の駅までの移動手段として自転車を利用する機会が多いことが考えられ、自転車に関する道路交通法の改正の周知と合わせて、利用者への安全意識の普及啓発が求められています。

さらに、子どもが犠牲となる重大交通事故も多く発生していることから、未就学児や小中学生に対して、年齢等に応じた段階的な交通安全教育を推進していくとともに、保護者や学校等の教育関係機関と連携を図って、地域の交通安全思想の高揚に取り組む必要があります。

今後も市内の交通事故発生件数の減少につながる活動を、関係機関と連携をとりながら効果的に推進していくとともに、交通安全施設の整備による道路環境の改善に努める必要があります。

表3-3 交通事故発生件数の推移

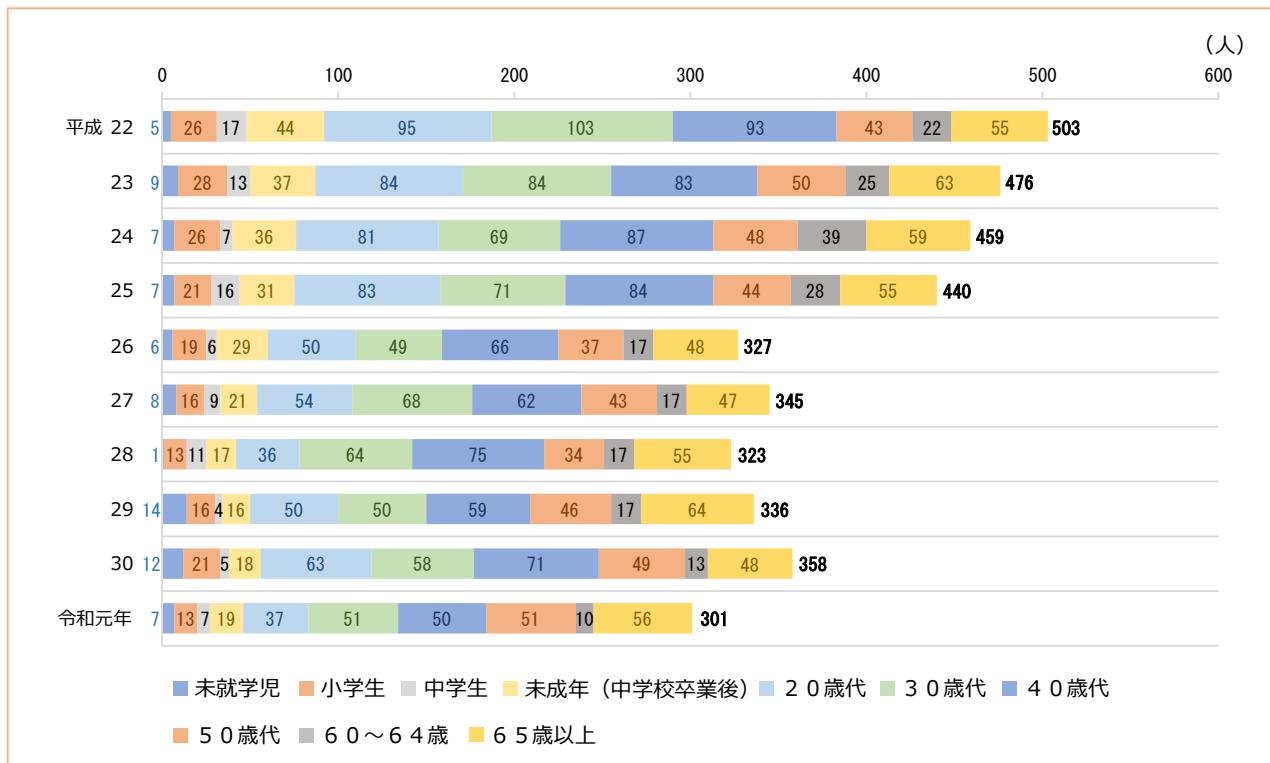
(各年1月～12月)

年次	死亡		重傷		軽傷		合計	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
平成22	0	0	3	3	410	500	413	503
23	1	1	4	4	416	471	421	476
24	2	2	5	5	380	452	387	459
25	1	1	3	3	357	436	361	440
26	1	1	2	2	284	324	287	327
27	1	1	1	1	289	343	291	345
28	1	1	0	0	267	322	268	323
29	0	0	5	5	277	331	282	336
30	1	1	4	5	289	352	294	358
令和元年	0	0	2	2	252	299	254	301

出典 東京都資料

図 3-3 交通事故年代別死傷者数の推移

(各年 1月から 12 月まで)

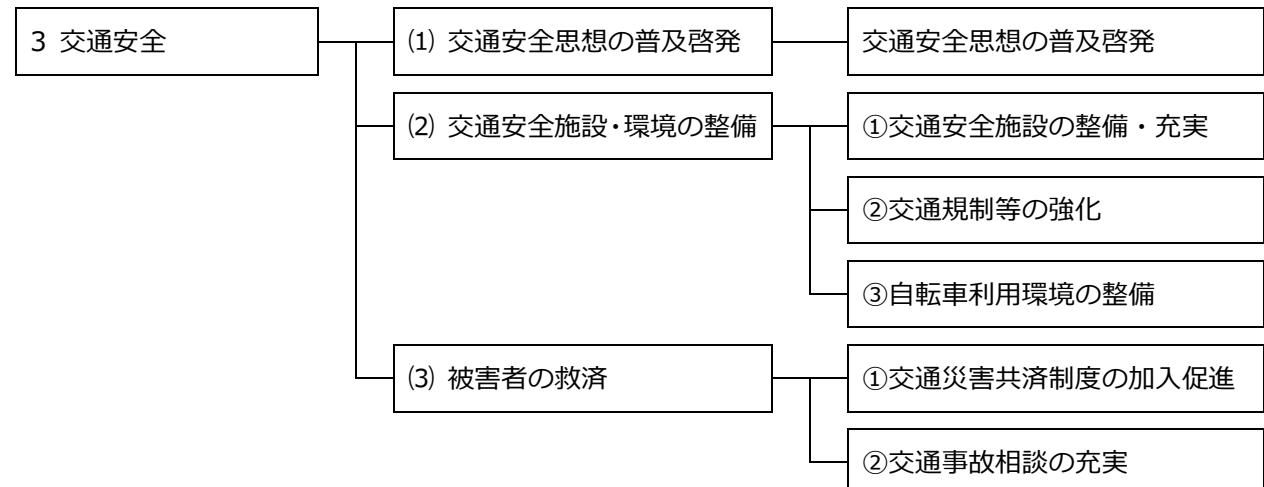


出典 警視庁資料

■ 基本方針

交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の計画的な整備を推進し、安全な交通環境づくりに努めます。

■ 施策の体系・内容



(1) 交通安全思想の普及啓発

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
交通安全思想の普及啓発 <p>関係機関の協力の下、各年齢層に応じた交通安全教室を行うとともに、夏期交通防犯映画会の充実を図ります。</p> <p>また、近年高齢者による交通事故が頻発していることから、高齢者関係団体と連携を強化し、高齢者を対象とした事業の充実を図ります。</p> <p>関係機関と連携して、春・秋の交通安全運動の内容を強化し、市民参加をより一層促進することにより、交通安全思想の普及に努めます。</p>			
	<ul style="list-style-type: none"> ○夏期交通防犯映画会の充実 ○交通安全市民のつどいの開催 ○自動車運転者講習会の開催 ○中学校での体験型交通安全教室(スケアード・ストレート(*42))の開催 ○自転車シミュレーター等を活用した高齢者向けの交通安全教室の開催 	防災安全課	

(2) 交通安全施設・環境の整備

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
①交通安全施設の整備・充実 <p>安全で円滑な交通環境を確保するため、市道の隅切や防護柵、道路反射鏡、道路照明灯などの各種交通安全施設の計画的な整備・充実に努めます。</p> <p>さらに、通学路合同点検等によって抽出された危険箇所について、カラー舗装や車止め等の交通安全施設の整備を推進します。</p> <p>また、高齢者や障害のある人などの交通弱者の安全を確保するため、ユニバーサルデザインの導入、市道上の支障物の撤去等、生活道路の安全対策の充実を図ります。</p>			
	<ul style="list-style-type: none"> ○強制化 交通安全施設の整備 ○強制化 市道上の支障物撤去 ○強制化 道路照明灯の整備 ○キッズ・ゾーンの設定の推進 	道路下水道課	
②交通規制等の強化 <p>生活道路での安全な交通環境を確保するため、地域の特性に応じた交通規制等に関わる信号機、道路標識の設置等について、関係機関に要請します。</p>			
	<ul style="list-style-type: none"> ○信号機等の設置要請 	防災安全課	

(*42)スケアード・ストレート：スタンスマンが実際の車両等を使用して、交通事故の状況を目の前で再現・実演し、交通事故への警戒を促す取組

項目	内 容			
	具体施策	所管課	SDGs	
③自転車利用環境の整備		自転車の安全で円滑な通行を確保し、自転車を利用しやすい環境を整えるための対策について検討を進め、安全で快適な自転車空間の整備を推進します。 近隣の鉄道駅等への利便性を高めるため、関係自治体との協議を継続的に実施し、利用しやすい環境整備を推進します。		
◎自転車駐車場等の整理・維持管理 ◎関係自治体との連携		道路下水道課		

(3) 被害者の救済

項目	内 容			
	具体施策	所管課	SDGs	
①交通災害共済制度の加入促進		万が一、市民が交通事故に遭ってしまった場合の経済的負担を軽減するため、交通災害共済制度の周知と加入促進に努めます。		
◎交通災害共済制度の周知・加入促進	防災安全課			
②交通事故相談の充実		交通事故被害者の救済対策のため、相談体制や関係機関との連携の強化に努めます。		
◎交通事故相談の実施	秘書広報課			

■ 成果指標



4 防犯対策

■ 現状と課題

本市における犯罪認知件数は令和3年までは減少傾向にあったものの、その後は増加傾向となっています。

その原因の一つとして、スマートフォン等情報通信機器の機能拡大に伴い、SNS等のコミュニケーションツールの急速な普及や利用者の年齢層の拡大を背景として、新しい形態の詐欺事件や子どもや若者が被害者となる事件が多発していることなどが挙げられます。

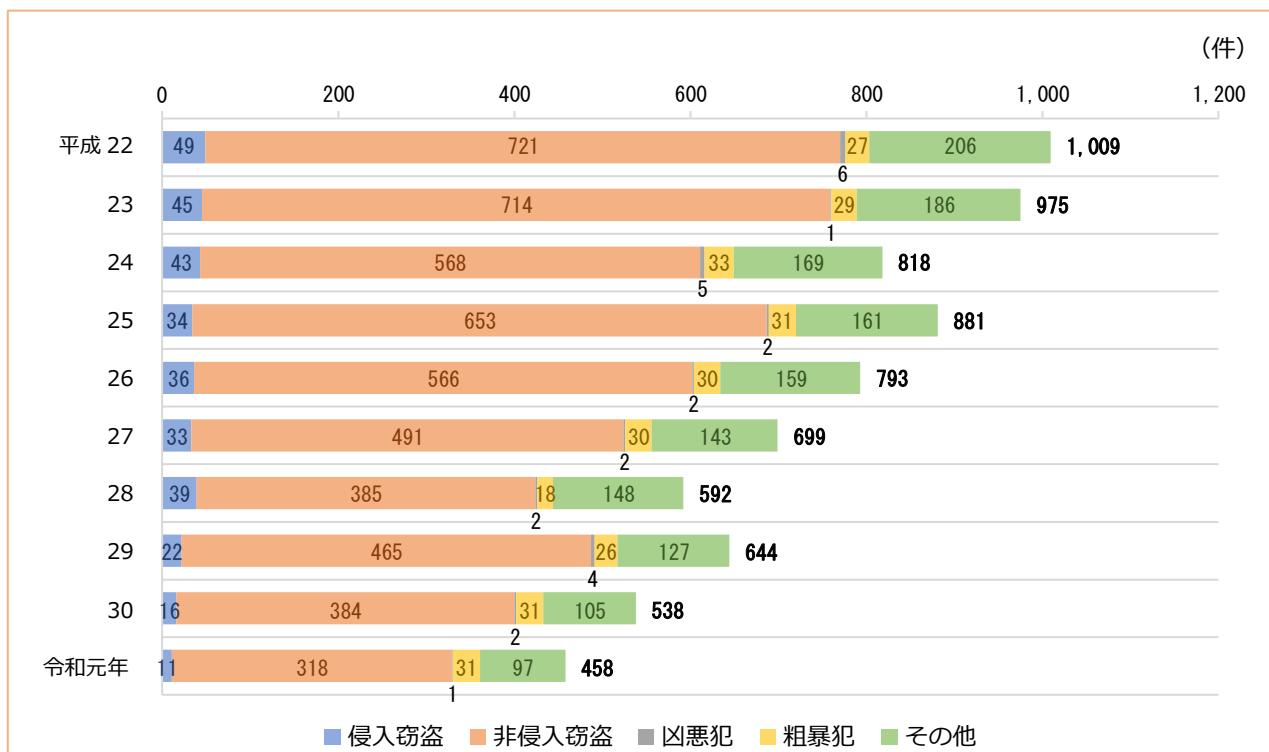
安全なまちであることは、住民にとって重要な要素であり、犯罪を未然に防ぐ体制づくりや、被害にあった場合の適切な対処、必要な支援を受けられる体制づくりとともに、市民の防犯意識の向上が必要です。本市は、東大和警察署の管轄にあり、交番が3か所（緑が丘・三ツ木・中藤）、駐在所が1か所（残堀）あります。

本市における犯罪認知件数は、令和元年は458件であり、ここ数年減少傾向にあります。これは、市内における防犯活動が効果的に機能しているとともに、関係機関との連携や情報共有がなされている結果であると考えられます。

しかし、社会問題となっている特殊詐欺の被害については、本市においても毎年被害が確認されており、手口が巧妙化、複雑化する中で、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりの実現には特殊詐欺対策が課題の一つとなっています。

図3-4 犯罪認知件数の推移

(各年1月から12月まで)

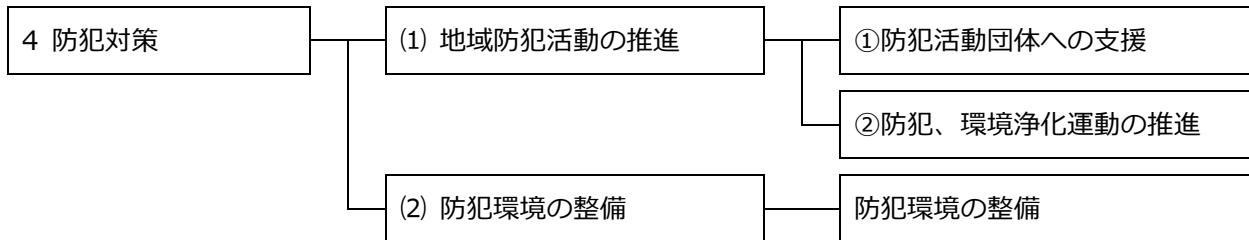


出典 警視庁資料

■ 基本方針

警察署と連携した防犯対策に加え、地域コミュニティと連携した防犯活動を行うことにより、犯罪のない明るい安全な地域社会で、市民が安心して暮らせるための取組を推進します。

■ 施策の体系・内容



(1) 地域防犯活動の推進

項目	内 容			
	具体施策	所管課	SDGs	
①防犯活動団体への支援		<p>「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の下に活動している防犯協会や自主防犯組織に対し、防犯パトロール活動を促進するため、防犯用品をはじめとした資器材の助成制度等を運用し、地域、学校、職場、家庭等における防犯活動の支援を行います。</p> <p>また、広報紙やホームページの活用、啓発看板の設置、防犯講習会の開催等を通じ、防犯意識の高揚を図ります。</p>		
○強制化	防犯パトロール活動の促進	防災安全課		
○強制化	防犯協会への支援			
○強制化	自主防犯組織への支援			
○子ども安全ボランティアへの支援		教育総務課		
②防犯、環境浄化運動の推進		<p>市民の安全・安心の確保を図るため、民間交番の運営と青色防犯パトロールを推進します。</p> <p>また、有害な路上広告物の撤去など、青少年の非行防止に向けた環境浄化運動を推進します。</p>		
○強制化	民間交番の運営	防災安全課		
○強制化	青色防犯パトロールの実施			
○違反広告物撤去の推進		道路下水道課		



(2) 防犯環境の整備

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
防犯環境の整備	<p>道路、住宅地及び公園等における LED 防犯灯などの防犯設備の整備・維持管理に取り組みます。</p> <p>また、電子メールや SNS 等を利用した防犯情報の提供や連絡体制の強化を図るとともに、必要に応じた通学路への防犯カメラの設置に努め、学校等における安全確保を図ります。</p> <p>本市でも、近年社会問題となっている特殊詐欺の被害が確認されています。そのため、啓発等の事業を実施するとともに、自動通話録音機の無償貸与などにより特殊詐欺被害の防止に努めます。</p> <p>さらに、近年、防災、防犯、衛生面等から社会問題となっている空き家等に関し、空家等対策計画に基づき、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家等の実態調査及び「空家等対策計画」を策定し、空き家等の対策を推進します。</p>		
	①強制化 LED 防犯灯の整備・維持管理	道路下水道課	
	②自動通話録音機(*43)の無償貸与事業の実施	防災安全課	
	③強制化 SNS 等を活用した防犯情報の提供	教育指導課	
	④強制化 通学路への防犯カメラの設置	教育総務課	
	⑤強制化 公園の防犯カメラの維持管理	環境課	
	⑥強制化 空き家等実態把握調査の実施	都市計画課	
	⑦強制化 「空家等対策計画」の策定	課税課	

成果指標



(*43)自動通話録音機：家庭の固定電話に設置し、かかってきた電話に自動的に録音する旨のメッセージを流した後に、内容を録音し、特殊詐欺の被害防止を図る装置

第2節 都市基盤

1 都市づくり

■ 現状と課題

都市基盤は、市民の質の高い暮らしを支える基本となるものです。快適で心やすらぐ住環境の向上を図り、誰もが定住したくなるような魅力と活気があふれるまちづくりを進めていく必要があります。

多摩都市モノレール沿線のまちづくりについては、導入想定路線である新青梅街道の沿道について、拡幅整備の実施とあわせて、にぎわいと活力のある沿道市街地の形成に向けて、平成26年3月に策定した「多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」や「立地適正化計画」、「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」に基づき、モノレール沿線にふさわしいまちづくりを推進しています。

市の中心核としてふさわしい、「魅力あふれるやすらぎのまち」を目指し、本町一丁目、及び榎三丁目地域の各一部を対象に、道路や公園などの都市基盤整備を行うほか、市の中心核としてふさわしい街並みの形成を誘導するため、住宅・商業・サービス等の多様な機能が調和した、良好な都市型住環境の形成を図ることを目的として、区画整理事業を行っています。では、平成13年1月に立川都市計画事業武藏村山都市核地区画整理事業の事業認可を受け、平成18年度から区画道路等の整備が進行中です（図3-5参照）。

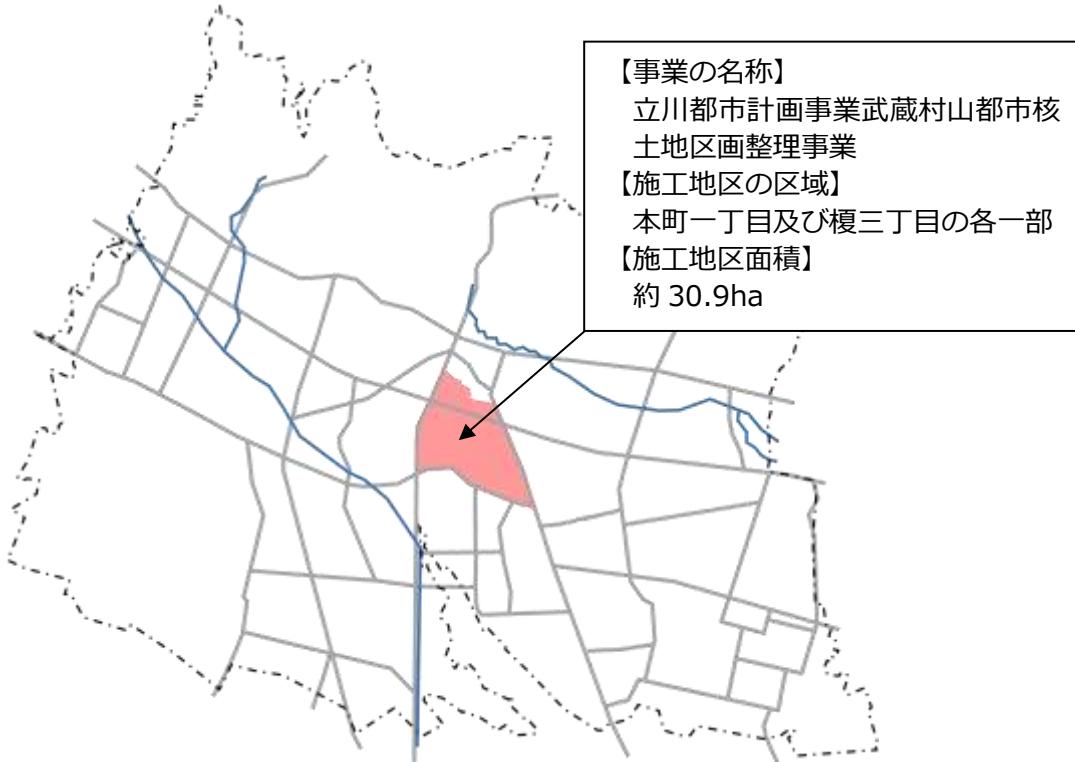
また、隣接する村山王場跡地については、地区計画制度により都市基盤施設の整備を図ることに、地域の活力やにぎわいの創出に資する土地利用を誘導し、多様な機能が集積する市の中心市街地としてふさわしいまちづくりを進めています。

榎二丁目地区では村山王場跡地や都市核地区の周辺整備などを考慮しつつ、安心・安全な交通ネットワーク等の充実を図り、交通・防災機能などを強化し、秩序ある市街地の形成に向けたまちづくりを進めています。

その他の地区についても、適正な土地利用を推進し、地区の特性に応じた計画的な整備を行って必要があります。

横田基地の軍民共同使用については、これまで市民意識調査や経済波及効果などの調査をもとに、行い軍民共同使用の推進に努めてきましたが、その推進に努めましたが、今後も国等の動向を踏まえた対応を行っていく必要があります。

図 3-5 都市核地区土地区画整理事業概要



■ 基本方針

出典 区画整理課資料

新青梅街道沿道については、にぎわいと活力のある、みどり豊かな広がりと厚みをもったうるおいある沿道市街地の形成を図ります。

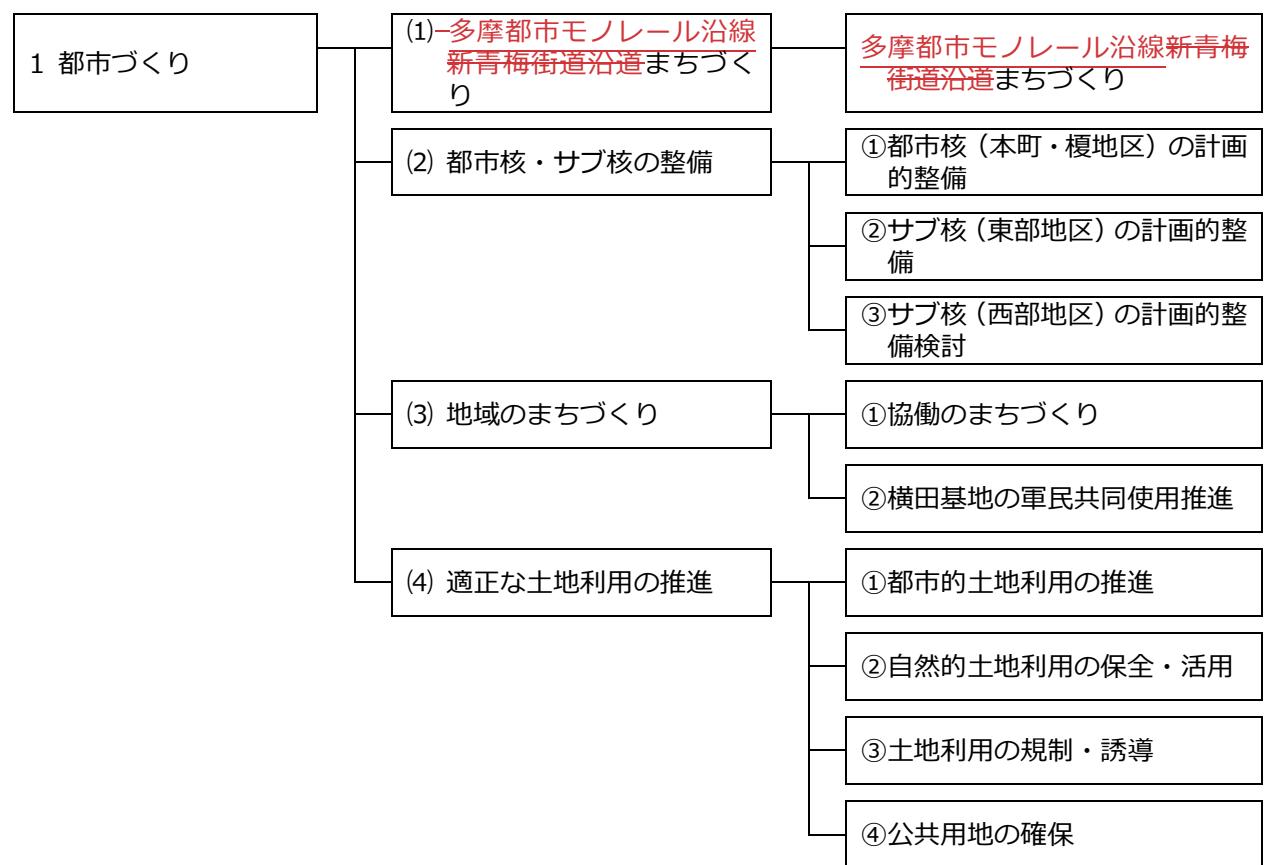
本町・榎地区については、「第二次まちづくり基本方針」、「多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」及び「立地適正化計画」に基づき、本市の中心となる拠点地区の形成に努めます。本市の都市核として、土地区画整理事業等により市の拠点にふさわしい都市機能を集積し、道路、公園などの都市基盤を整備します。

また、緑が丘地区と中原・岸地区については、多摩都市モノレール沿線まちづくり方針や立地適正化計画に基づき、本市の東西のサブ核として、住宅のほか商業、生活支援機能などを集積します。

その他の地区についても、豊かな自然環境と都市的土地利用の調和を図りながら、良好な市街地環境を形成するため、秩序ある土地利用の推進に努めます。

なお、これらのまちづくりを推進するために、まちづくり条例を活用します。

■ 施策の体系・内容



(1)-多摩都市モノレール沿線新青梅街道沿道まちづくり

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
多摩都市モノレール沿線新青梅街道沿道まちづくり	<p><u>多摩都市モノレール沿線まちづくり方針や立地適正化計画に基づく沿線のまちづくりを進めるため、用途地域の変更及び地区計画制度の活用等により、地域の特性に応じた土地利用の誘導を図るとともに、都市機能誘導区域内に適正な都市機能の誘導を図ります。</u></p> <p><u>都市核やサブ核を有機的に結びつける都市軸として、市の骨格的な役割を果たす新青梅街道については、引き続き「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」に基づく建築行為等に係る指導を行うとともに、沿線のまちづくりの進捗に合わせて、適宜見直しを行います。</u></p> <p><u>企業誘致については、多摩都市モノレールの延伸を見据え、新青梅街道沿道や想定新駅周辺への対象地域の拡大など検討していきます。</u></p> <p><u>拡幅整備の進捗等にあわせて、用途地域等の変更及び地区計画の策定を行い、沿道の特性に応じたモノレール沿線にふさわしい計画的な土地利用の誘導を図ります。</u></p> <p><u>また、多摩都市モノレール沿線まちづくり方針や立地適正化計画に基づく沿線のまちづくりを進めるため、用途地域の変更及び地区計画制度の活用等により、地域の特性に応じた土地利用の誘導を図るとともに、都市機能誘導区域内に適正な都市機能の誘導を図ります。また、沿道への事業所の誘導を促進するため、企業誘致制度の拡充に向けた検討を行います。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○強靭化 「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」の運用 ○強靭化 用途地域等の変更及び地区計画の策定 ○企業誘致制度の拡充の検討 	<p>都市計画課</p> 	<p>11 経済成長 資源を大切に 循環をめぐらす</p>

(2)-強靭化都市核・サブ核の整備

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
①都市核（本町・榎地地区）の計画的整備	<p>本町・榎地区においては、「まちづくり基本方針（改定）」、「多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」及び「立地適正化計画」に基づき、市の顔・シンボルとしてふさわしい、行政・医療・商業・業務等の多様な都市機能の集積や高度な土地利用、市街地の防災機能の向上を図り、本市の中心となる拠点地区の形成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市核地区土地区画整理事業の推進 ○村山王場跡地整備の推進 ○「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」の運用【再掲】 	<p>区画整理課</p> 	<p>11 経済成長 資源を大切に 循環をめぐらす</p>
②サブ核（東部地区）	<p>緑が丘地区においては、本市の東の拠点として、都営村山団地後期計画事業の計画的な実施を東京都に要請するとともに、多摩都市モノレールの延伸を見据え、多摩都市モノレール沿線まちづくり方針や立地適正化計画に基づき、市民生活を支援</p>	<p>都市計画課</p> 	<p>9 経済と社会の 循環をめぐらす 資源を大切に</p>

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
の計画的整備	<p>する商業・サービス機能などを誘導します。の集積について検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都営村山団地後期計画事業の促進 ○関連施設用地の機能検討 ○「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」の運用【再掲】 		
③サブ核（西部地区）の計画的整備検討	中原・岸地区においては、本市の西の拠点として、 <u>多摩都市モノレール沿線まちづくり方針及び立地適正化計画</u> に基づき、多摩都市モノレールの延伸等にあわせ、地区の特性に応じた <u>都市機能を誘導します</u> 整備を検討します。	都市計画課	
	<ul style="list-style-type: none"> ○西部地区整備の検討 ○「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」の運用【再掲】 		

(3) 地域のまちづくり

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
①協働のまちづくり	<p><u>多摩都市モノレール沿線まちづくり方針及び立地適正化計画</u>に基づき、<u>モノレール駅周辺を中心</u>に、<u>まちづくりにおいては</u>市民、事業者<u>等</u>及び市<u>の三者が</u><u>まちづくりの目標</u>を共有し、それぞれの役割の下にまちづくり計画などを定め、協働のまちづくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>強制化</u>まちづくり条例の運用 	都市計画課	
②横田基地の軍民共同使用推進	<p>横田基地の整理・縮小・全面返還に向けた過程の一つとして軍民共同使用を推進することは、<u>多摩都市モノレールの早期延伸の実現</u>や、人の交流や物流の拡大による基地周辺地域の活性化に資することから、国等の動向を的確に把握し、新たな展開に適切に対応します。</p> <p>また、軍民共同使用に際しては、周辺地域への騒音等の影響を最小限にとどめるため、国や関係機関等に対し、騒音対策の実施を要請します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○横田基地の軍民共同使用に関する情報収集等 	企画政策課	

(4) 強靭化適正な土地利用の推進

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
①都市的 土地利 用の推 進	<p>市民生活の利便性や良好な住環境の保全、向上等を図るため、面的整備手法の活用等により、住宅地、商業地や工業地など、それぞれの土地利用の促進を図り、用途の適正化、土地の有効利用による良好な市街地の形成に努めます。</p> <p>村山工場跡地内では、地区計画制度等により計画的な都市基盤整備を推進します。</p> <p>また、榎地区（榎一丁目の一部及び榎二丁目）についても村山工場跡地等の整備を考慮した交通ネットワークの充実をはじめ計画的なまちづくりを進めます。</p>		
	○村山工場跡地整備の推進【再掲】	都市計画課	
	○榎地区まちづくりの推進		
	○地籍調査事業の推進	道路下水道課	
②自然的 土地利 用の保 全・活 用	市民の憩いや潤いの場としての、豊かな自然環境を残す狭山丘陵、農地や河川などについては、みどりや環境の保全と有効活用を図ります。		
	○「第三次みどりの基本計画」の推進	環境課	
③土地利 用の規 制・誘 導	<p><u>多摩都市モノレール沿線まちづくり方針や立地適正化計画に基づく沿線のまちづくりを進めるため、用途地域の変更及び地区計画制度の活用等により、地域の特性に応じた土地利用の誘導を図るとともに、都市機能誘導区域内に適正な都市機能の誘導を図ります。</u></p> <p>一定規模のまとまった土地の利用転換が行われる際には、多摩都市モノレールの延伸を見据えた新たな土地活用を検討し、地区計画等を活用した活力と秩序ある土地利用を誘導します。</p>		
	○地区計画制度等の活用	都市計画課	
	○まちづくり条例の運用【再掲】		
④公共用 地の確 保	市民の利便性や快適性を高めるための道路、公園等の公共事業用地や都市基盤整備に必要な用地については、計画的かつ長期的な展望に立って確保に努めます。		
	○都市計画道路等事業用地の確保	都市計画課	

成果指標





<新青梅街道>

2 道路

■ 現状と課題

道路は、まちの発展に欠かせない重要な都市基盤であり、広域的なつながり、周辺地域の都市機能や産業機能、災害時の緊急輸送など多面的な視点を踏まえた整備が必要です。文化的な都市生活や機能的な都市活動を行うための重要な都市基盤施設としての役割を持つほか、災害発生時における避難路や延焼の遮断など多面的な機能があります。

市道については、幅員4m未満の狭い道路が多く、市民生活の利便性や安全性を確保する上で改良が求められており、幹線道路である都道でも近年の交通量の増大に対応しきれない状況となっています（表3-5、図3-6参照）。

市民意識調査では、今後重点的に取り組むべき施策として「道路の整備」が多く挙げられたほか、高齢社会に向けて重要だと思う施策、障害のある人の自立を支援するために市がすべきことについて、それぞれ道路の整備が最も多く挙がっており、引き続き道路の整備のさらなる推進を行いう必要があります。本市の道路ネットワークは、令和2年4月1日現在、都道6路線（延長約19km）、市道1,262路線（延長約253km）で形成されています（表3-4参照）。

市道については、幅員4m未満の狭い道路が多く、市民生活の利便性や安全性を確保する上で改良が求められており、幹線道路である都道でも、近年の交通量の増大に対応しきれない状況となっています（表3-5、図3-6参照）。

望ましい道路ネットワークを形成するために必要な都市基盤施設として都市計画道路があり、昭和36年に10路線、以後2路線を加えて、延長25,808mが都市計画決定されており、平成31年4月1日現在で全体の51.1%が供用されています（図3-7、表3-6参照）。

表3-4 道路の整備状況

（令和2年4月1日現在）

区分	路線数	延長(m)	面積(m ²)	舗装率(%)	
				舗装延長	舗装面積
都道	6	18,971	279,103	100	100
市道	1,262	253,406	1,282,766	72	85
合計	1,268	272,377	1,561,869		

(注)都道は平成31年4月1日現在の数値

出典 道路下水道課資料

表3-5 幅員別道路延長及び面積の推移

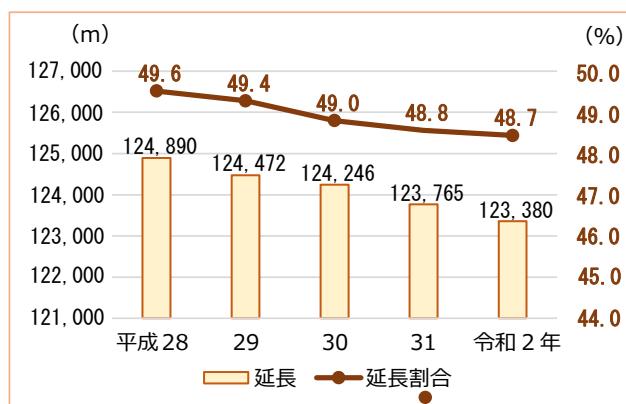
(各年4月1日現在、単位：延長m・面積m²)

路面区分	平成28		29		30		31		令和2年	
	延長	面積								
10m以上	26,255	348,129	26,257	348,367	26,321	349,038	26,321	348,986	26,441	350,761
9m～10m未満	2,415	22,245	2,415	22,244	2,415	22,244	2,415	22,244	2,412	22,217
6m～9m未満	31,417	209,759	31,714	211,596	32,706	218,204	32,847	219,101	32,874	219,238
5m～6m未満	27,534	147,346	27,659	148,016	28,162	150,600	28,452	152,148	28,695	153,482
4m～5m未満	39,380	175,447	39,450	175,826	39,490	176,071	39,629	176,641	39,645	176,641
3m～4m未満	57,505	214,168	57,145	212,705	56,963	211,852	56,737	210,949	56,666	210,780
2m～3m未満	33,111	89,929	33,046	89,708	33,046	89,736	32,923	89,399	32,850	89,202
2m未満	34,274	61,403	34,281	61,409	34,237	61,327	34,105	61,062	33,864	60,495
合計	251,891	1,268,426	251,967	1,269,871	253,340	1,279,072	253,429	1,280,530	253,447	1,282,816

出典 道路下水道課資料

図3-6 狹い道路（幅員4m未満）の延長及び面積の推移

(各年4月1日現在)



出典 道路下水道課資料

図 3-7 都市計画道路網図

(令和 2 年 4 月 1 日現在)



出典 都市計画課資料

表3-6 都市計画道路の整備状況

(令和2年4月1日現在)

路線名	計画幅員 (m)	計画延長決定 (m)	完成延長 (m)	完成率 (%)
立3・2・4号 新青梅街道線	30	4,619	0	0.0
立3・4・9号 八王子村山線	16~18	2,630	2,630	100.0
立3・4・17号 桜街道線	12~16	1,770	1,770	100.0
立3・4・39号 武蔵砂川駅榎線	12~16	2,772	658	23.7
立3・4・40号 松中残堀線	16	2,860	676	23.6
立3・5・19号 武蔵村山瑞穂線	12	3,390	3,390	100.0
立3・5・20号 東大和武蔵村山線	12	4,077	1,497	36.7
立3・5・36号 オカネ塚線	16	820	820	100.0
立3・5・37号 中砂新道線	12	530	530	100.0
立3・5・41号 薬師通り線	12	1,380	1,380	100.0
立7・4・2号 榎本町線	16~18	340	0	0.0
立7・5・3号 榎東西線	14	620	0	0.0
全12路線合計		25,808	13,351	51.7

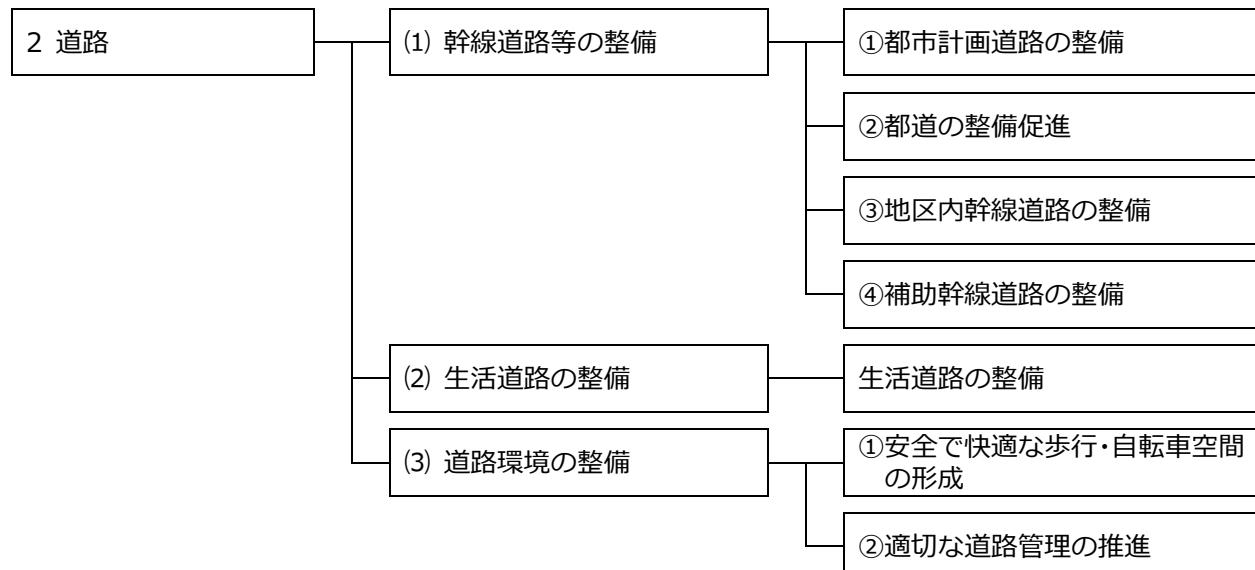
(注)完成延長は供用開始済み延長を指す。

出典 都市計画課資料

■ 基本方針

交通渋滞を緩和し、誰もが利用しやすい安全で快適な歩行者空間を確保するため、幹線道路の整備を促進するとともに、身近な生活道路の充実により、歩行者、自転車、自動車が安全に通行できる道路ネットワークの強化を図ります。

■ 施策の体系・内容



(1) 強化幹線道路等の整備

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
①都市計画道路の整備	<p>交通量の増大や都市活動、経済活動の進展等に対応し、市街地における道路ネットワークの骨格となる都市計画道路については、事業の効果的・効率的な実施に配慮しながら早期整備に努めます。</p> <p>「新たな東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」で「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」で優先整備路線に定められた路線の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○武蔵砂川駅榎線整備の推進 ○東大和武蔵村山線整備の推進 ○松中残堀線整備の促進 ○榎本町線及び榎東西線整備の推進 		
	○武蔵砂川駅榎線整備の推進	都市計画課	
	○東大和武蔵村山線整備の推進		
	○松中残堀線整備の促進		
	○榎本町線及び榎東西線整備の推進	区画整理課	
②都道の整備促進	<p>朝夕の交通渋滞を緩和し、安全で円滑な通行を確保するため、「第43次交差点すいすいプラン」による交差点の早期整備、狭小の歩道拡幅や歩道が未整備である都道の整備等を、引き続き事業主体である東京都と連携して事業を促進します。引き続き東京都に要請します。</p> <p>また、多摩都市モノレールの導入空間ともなる新青梅街道の早期拡幅整備を、引き続き事業主体である東京都と連携して事業を促進します。引き続き東京都に要請します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第43次交差点すいすいプランの促進 ○新青梅街道拡幅整備の促進 		
	○第43次交差点すいすいプランの促進	都市計画課	
	○新青梅街道拡幅整備の促進		
③地区内幹線道路の整備	<p>都市核地区及び榎地区の幹線道路等の整備を推進し、広域的な道路ネットワークを強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○榎地区まちづくりの推進【再掲】 ○都市核地区土地区画整理事業の推進【再掲】 		
	○榎地区まちづくりの推進【再掲】	都市計画課	
	○都市核地区土地区画整理事業の推進【再掲】	区画整理課	
④補助幹線道路の整備	<p>幹線道路を補完する補助幹線道路の整備を推進し、広域的な道路ネットワークを強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主要市道の整備 ○補助幹線道路の整備 		
	○主要市道の整備	都市計画課	
	○補助幹線道路の整備	道路下水道課	

(2) 強化生活道路の整備

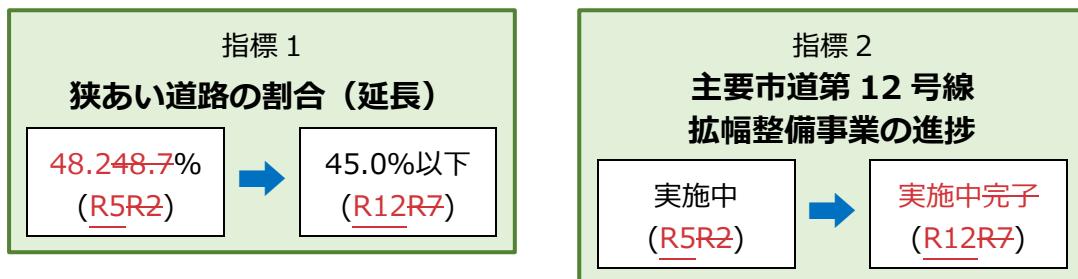
項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
生活道路の整備	<p>市民の安全で快適な通行を確保するため、幹線道路との有機的な結びつきに配慮しながら、生活道路の体系的な整備計画を策定し整備を推進するとともに、隅切りの整備を含めた交差点の改良など、交通環境の変化に対応した道路の整備に努めます。</p>		

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
	<ul style="list-style-type: none"> ○主要市道及び一般市道の整備 ○市道隅切り等の整備 ○コミュニティ道路の研究 ○「狭あい道路拡幅整備計画」の策定 	道路下水道課	

(3) 強靭化 道路環境の整備

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
①安全で快適な歩行・自転車空間の形成	<p>道路の舗装、改良に当たっては、舗装の機能性の向上、歩道の確保、街路樹の植栽などにより、安全でゆとりのある歩行空間の整備を推進します。</p> <p>既存の歩道については、ユニバーサルデザイン化をはじめとした、高齢者や障害のある人などに配慮した、安全で快適な歩道への改良に努めます。</p> <p><u>自転車の安全で円滑な通行を確保し、自転車を利用しやすい環境を整えるための対策について検討を進め、安全で快適な自転車空間の整備を推進します。</u></p>	道路下水道課 交通企画・モビリティ推進課	
②適切な道路管理の推進	<p>良好な道路機能を維持するため、道路パトロールの実施や道路台帳の整備などにより、適切な維持管理に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路の適正な維持管理 ○法定点検の実施 	道路下水道課	

■ 成果指標



3 住宅・宅地

■ 現状と課題

住宅・宅地は、市民の生活の基盤であると同時に、まちの活力や景観にも密接に関わりがあることから、まちを形成する重要な要素です。

本市においては、災害に強い良好な住環境と都市近郊の利便性の共存を目指し、安心して快適に暮らすことができるまちづくりを進めています。

既存の居住環境や自然環境に配慮しながら、居住者の生活利便性を確保できるよう、計画的な住宅市街地の形成が求められます。

本市中部の榎地区周辺においては、村山王場跡地の大規模な土地利用転換が行われ、近接する榎二丁目、本町一丁目の各一部では、「都市核地区土地区画整理事業」を施行しています。

本市の住宅の傾向は、種類別住宅では戸建てが61.7%、構造別住宅では防火木造と木造を合わせると64.1%、所有別では持家が64.4%と、都心近郊のベッドタウンとしての特徴が表れます(図3-8参照)。戸建てを中心とした住宅地の開発が現在も進行しており、一部地域では都市基盤が未整備なまま宅地化が進行し、スプローラ化(*44)の問題が生じています。

市東部の緑が丘地区には、都内最大級の都営住宅である都営村山団地があり、現在老朽化に伴う建替事業が進行中です(表3-7参照)。

近年は、人口減少や少子高齢化等が影響し、空き家の増加が問題となっています。空き家は、防災、防犯等の観点から、住民の生活環境に多大な影響をおよぼす可能性があるため、空き家対策には積極的に取り組んでいく必要があります。他方、高齢化や人口の都市部への集中などにより、空き家等が社会問題化しており、適切な管理がされていないものも見られるため、本市における空き家等及びその跡地の有効活用の検討を進める必要があります。

また、東日本大震災以降も各地で多発する大規模地震を受けて、旧耐震基準による住宅の安全性の確保が急務となっており、地震による被害から市民の生命と財産を守るために、震災に強いまちづくりを進める必要があります。

さらに、高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で安心して住み続けることができる住まいの確保も課題となっています。

これらのことを踏まえ、今後も災害に強い良好な住環境や住まいを確保するため、地域の特性をいかしたまちづくりを推進していく必要があります。

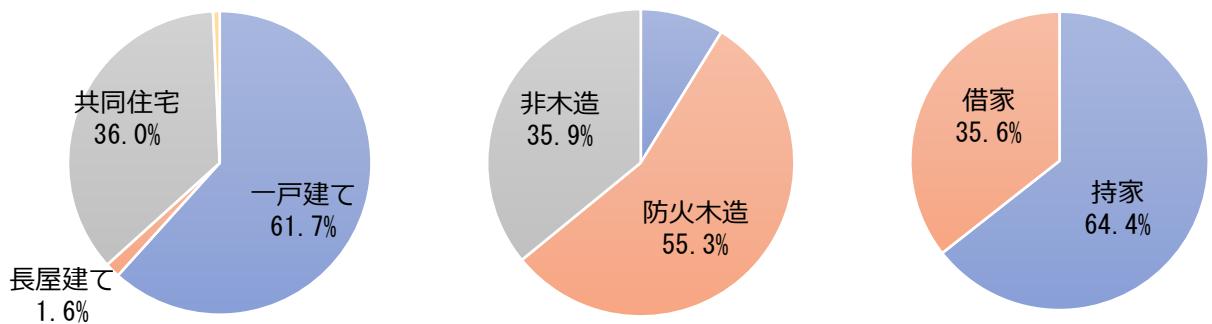
図3-8 住宅の現状

(平成30年10月1日現在)

種類別

構造別

所有別



出典 平成 30 年住宅・土地統計調査

(*44)スプロール化：郊外に向かって小規模な宅地開発が進み、計画的な街路形成やインフラの整備等がされていない状態

表 3-7 都営住宅の概要

(令和 2 年 1 月 1 日現在)

名称	敷地面積(ha)	総戸数	建替事業期	階	区分	棟数	戸数
都営 村山団地	48.4	4,968			10 戸建	4	40
					20 "	1	20
					24 "	2	48
					25 "	1	25
					28 "	4	112
					30 "	5	150
					40 "	16	640
					50 "	7	350
					60 "	1	60
			中期		第 1 期		1 260
					第 2 期		6 468
					第 3 期		9 878
					第 4 期-1		2 166
					第 4 期-2		5 642
					第 4 期-3①		2 230
					8.8% 第 4 期-3②		2 244
			後期		第 1 期-1		4 400
					第 1 期-2		2 235

(注) 戸数は、建物の住戸数であり居住者の入居戸数ではない。

出典 東京都住宅政策本部資料

表 3-8 市営住宅の概要

(令和 2 年 10 月 1 日現在)

名 称	敷地面積(ha)	戸 数	階	建 設 年
市営中央住宅	0.19	12	2 階建	平成元年
市営三ツ木住宅	0.20	10	2 階建	昭和 63 年

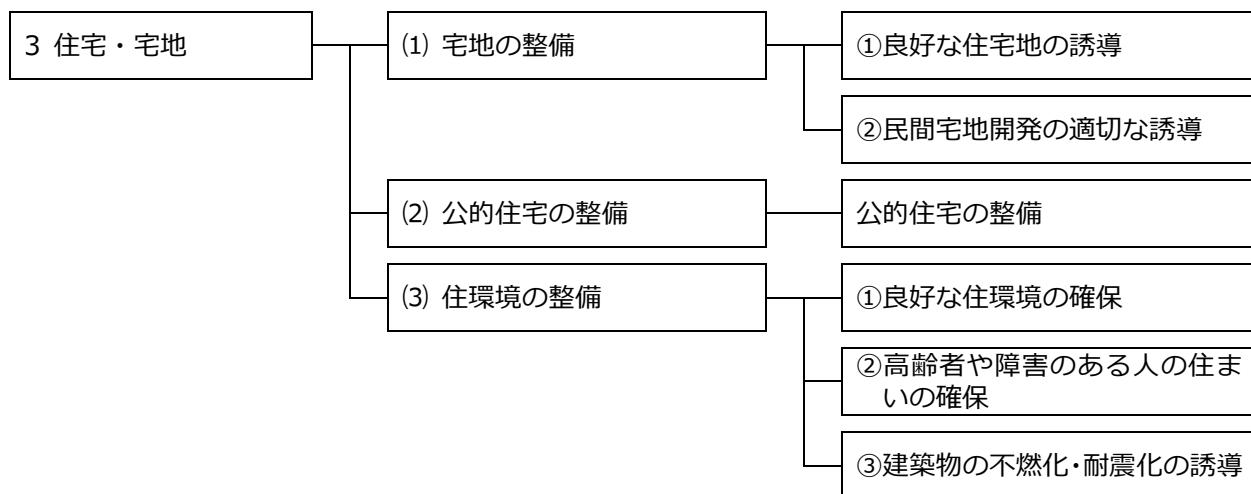
出典 都市計画課資料

■ 基本方針

住宅・宅地については、災害に強い良好な住環境と都市近郊の利便性の共存を目指し、安心して快適に暮らすことができるまちづくりを推進するとともに、高齢者、障害のある人などの住まいの確保に努めます。

市内に所在する空き家や空き地等の実態把握に努め、適切な管理方法や有効活用について検討・実施を行います。高齢者、障害のある人などの住まいの確保に努めます。

■ 施策の体系・内容



(1)-強調化 宅地の整備

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
①良好な住宅地の誘導	良好な住宅地の形成を図るため、市の重要な拠点である「都市核地区」における土地区画整理事業を推進します。 ②都市核地区土地区画整理事業の推進【再掲】	区画整理課	
②民間宅地開発の適切な誘導	まちづくり条例等に基づき、民間宅地開発の適切な規制・誘導に努め、住みよい生活環境の保全を図り、良質な宅地の供給を推進します。 また、歩きやすい歩道づくりとして、無電柱化を推進します。 ②まちづくり条例の運用【再掲】 ②無電柱化の推進	都市計画課 道路下水道課	

(2)-強調化 公的住宅の整備

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
公的住宅の整備	市営住宅については、長寿命化計画に基づき適切な維持管理に努めます。 都営村山団地については、良好な住環境と居住水準の向上を目指した施設整備と、多摩都市モノレールの延伸を見据えた有効な土地利用の在り方について、東京都と協議し、村山団地の活性化を図ります。 ②市営住宅の維持管理 ②都営村山団地建替事業に関する協議等	都市計画課	

(3) 住環境の整備

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
①良好な住環境の確保	<p>良好な住環境を確保するため、地域住民の理解と協力の下、地区に応じた土地利用を誘導します。</p> <p>また、まちづくり条例等に基づき、地域特性をいかした良好な街並みの形成を図ります。</p> <p>市内に所在する空き家や空き地等の実態把握に努め、適切な管理方法や有効活用について検討を行います。</p>		
	○強制化 地区計画制度等の活用【再掲】	都市計画課	
	○強制化 まちづくり条例の運用【再掲】		
	○強制化 空家等対策の推進		
	○強制化 管理が適正でない空き地の実態把握	環境課	
	○強制化 空き家等実態把握調査の実施【再掲】	都市計画課	
	○強制化 「空き家等対策計画」の策定【再掲】	課税課	
②高齢者や障害のある人の住まいの確保	<p>高齢者が安心して住み続けることのできる住まいや、障害のある人が地域での自立した生活を進めることのできる住まいの確保に努めます。</p>		
	○都営村山団地シルバーピアの運営【再掲】	高齢福祉課	
	○強制化 障害者グループホームの整備促進【再掲】	障害福祉課	
③建築物の不燃化・耐震化の誘導	<p>火災の延焼を防止するため、主要幹線道路等の沿道建築物の不燃化の誘導や地域の緑化、オープンスペースの確保などを図ります。</p> <p>また、震災時の建物倒壊による道路の閉塞を防止するため、対象建築物の耐震化を促進するとともに、市民の生命及び財産を守るため、旧耐震基準で建築された木造住宅等の耐震化の促進を図ります。</p> <p>ブロック塀から生け垣への変更を奨励するなど、震災に強いまちづくりを進めます。</p>		
	○強制化 「第三次耐震改修促進計画」の推進【再掲】	都市計画課	
	○強制化 木造住宅耐震診断・木造住宅耐震改修等助成事業の推進【再掲】	産業観光課	
	○強制化 生け垣設置の奨励【再掲】	環境課	

成果指標

指標 1 障害者グループホームの入所者数	指標 2 木造住宅耐震診断の助成件数
56人/年 (R5H30)	7人/年 (R12R7)

4 下水道

■ 現状と課題

下水道は市民の生活に欠かすことのできないライフラインであり、地域の衛生の保持と水環境の保護のため、下水の適切な処理を行う重要な役割を担っています。

~~下水道関連の施設は、し尿や生活雑排水を処理することで、清潔で快適な住みよい環境を確保し、水質の浄化を図るための重要な都市基盤です。~~

本市の汚水は、市域を東西に二分して処理しており、西部地区は昭和49年度に多摩川流域下水道多摩川上流処理区関連公共下水道として、東部地区は昭和54年度に荒川右岸東京流域下水道荒川右岸処理区関連公共下水道としてそれぞれ事業認可を受け、施設の整備を推進しています。

令和72年4月1日現在で、公共下水道（汚水）の認可面積に対する整備割合は97.5%であり、市街地での整備はほぼ完了しています（表3-9参照）。

近年は、局地的な集中豪雨が突然的に発生する傾向にあるあり、浸水被害も起きていることから、令和元年度に残堀川右岸左岸排水区の基本設計を実施するとともに、空堀川流域については雨水全体計画を策定し、整備の検討を進めています。

また、本市の南東部が含まれる空堀川流域排水区上流雨水幹線整備地区については、立川市、東大和市及び本市にまたがる空堀川流域上流雨水幹線の整備について、東京都が事業工事に着手しました。

下水道管きょについては、多摩都市モノレール延伸に合わせた新青梅街道の拡幅に伴い、下水道管の移設工事を開始するとともに、震災時における交通機能等の確保のため、道路下に埋設されている管きょの耐震化の推進が求められていますが、本市においては平成26年度に耐震診断を行った結果、重要な幹線等は耐震性能を有していることが確認されています。

下水道整備開始（昭和49年度）から45年以上が経過し、施設の老朽化が進み更新時期を迎えるため、平成30年度に策定した「武藏村山市下水道ストックマネジメント実施方針」等に基づき、計画的な点検・調査及び施設の改築を進めていく改築等を推進する必要があります。

~~さらに、下水道事業への公営企業会計の導入に伴い、適切な運用に努める必要があります。~~

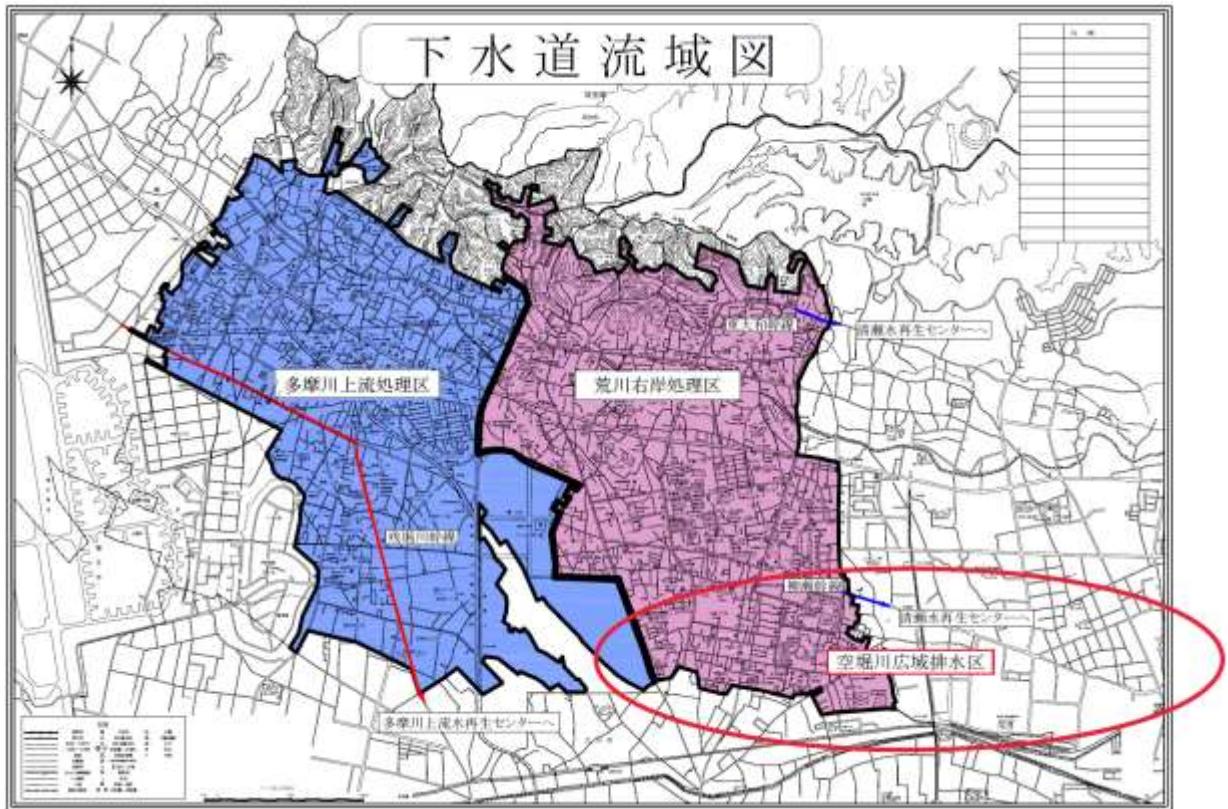
表3-9 公共下水道（汚水）の整備状況

（令和2年4月1日現在）

行政区域面積 (ha)	認可面積 (ha)	整備面積 (ha)	認可面積に対する整備割合 (%)
1,537	1,189	1,159	97.5

出典 道路下水道課資料

図 3-9 下水道流域図



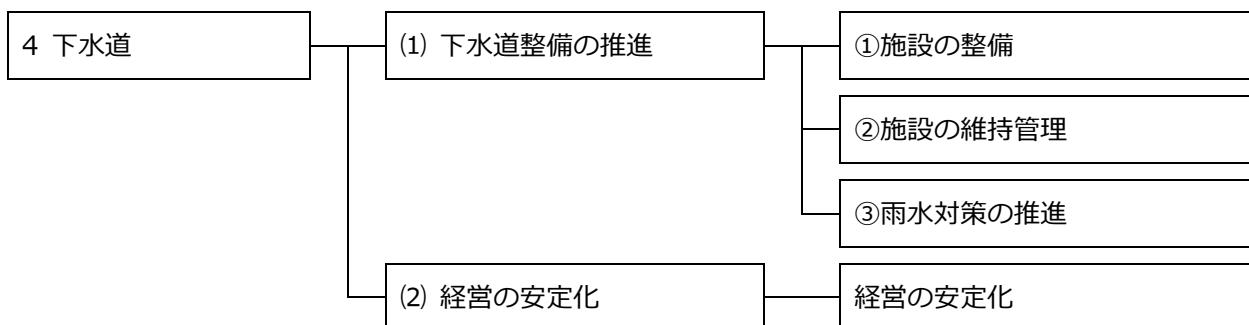
出典 道路下水道課資料

■ 基本方針

公共下水道については、多摩都市モノレール延伸に合わせた整備を行っていくとともに、老朽化に関する調査及び調査結果に基づく改築を計画的に実施し、効率的かつ健全な維持管理を行います。

また、雨水排水施設については、近年集中豪雨による浸水被害が多発していることから、雨水管きょの整備を計画的に進めます。

■ 施策の体系・内容



(1) 強靭化下水道整備の推進

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
①施設の整備	今後の宅地開発などの状況を踏まえ、必要に応じて未整備箇所への管きよの整備を推進します。		
	○管きよ等の整備	道路下水道課	
②施設の維持管理	管きよの現況調査、補修、清掃等の維持管理を行い、公共用水域の水質保全に努めます。 また「下水道ストックマネジメント実施方針」等に基づき、管きよ調査及び調査結果を踏まえた改築等を実施し、適切かつ効率的な維持管理を行います。		
	○下水道ストックマネジメント事業の推進 ○管きよの現況調査・補修・清掃	道路下水道課	
③雨水対策の推進	<u>雨水管理総合計画</u> に基づき、 <u>内水氾濫</u> に対応するため、段階的対策により計画的な整備を推進します。 抜本的な雨水対策を図るため、空堀川 <u>右岸広域排水区上流雨水幹線整備地区</u> において東京都が整備を進めている空堀川 <u>流域上流雨水幹線</u> について、東京都及び関係市と連携し、整備を促進します。 また、他の排水区についても、公共下水道（雨水）の整備を推進します。		
	○公共下水道（雨水）の整備【再掲】 ○空堀川流域雨水幹線の整備促進	道路下水道課	

(2) 経営の安定化

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
経営の安定化	将来にわたって持続可能な経営を確保するため、「経営の見える化」を図り、経営課題の抽出を行い、経営状況や資産等を正確に把握し、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ります。		
	○経営戦略の推進 ○下水道使用料の検討	道路下水道課	

■ 成果指標



5 廃棄物処理とリサイクル

■ 現状と課題

脱炭素社会と循環型社会の実現に向け、適切な廃棄物処理やリサイクルに向けた取組の重要性は高まっています。

そうした中、本市は、令和4年10月から家庭ごみの有料化及び戸別収集を導入するなど、ごみの削減に向けた取組を推進しています。

また、家庭ごみ有料化及び戸別収集によるごみの減量効果を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画を改訂し、ごみの排出量の目標値を見直すとともに、食品ロス削減推進計画を策定し、更なるごみの減量に向けて取り組んでいます。

本市におけるごみの収集量は、平成30年度までは減少傾向にあり、その後、令和元年度と令和2年度は増加しました。この要因としては、都営村山団地の建て替えに伴う転居等による排出増が考えられます。しかし、令和3年度より減少傾向に転じ、令和6年度には、令和2年度と比較し、3,000トン以上収集量が減少しました。この要因としては、家庭ごみ有料化及び戸別収集によるごみの減量効果等が考えられます。近年は減少傾向にあったものの、令和元年度は17,704トンであり、増加に転じています（表3-10参照）。増加した要因としては、都営村山団地の建て替えに伴う転居等による排出増が考えられます。

リサイクル事業については、民間施設で廃棄物資源分別事業を行っており、回収率は概ね95%を超えるなど、高い水準を保っています（表3-11参照）。

令和元年度の回収率は95.8%と高いうちになっています（表3-11参照）。

収集したごみは、小平・村山・大和衛生組合又は廃棄物資源分別事業を実施している民間施設に搬入しています。

また、収集した屎等については、湖南衛生組合の屎処理場に搬入して処理しています。

小平・村山・大和衛生組合に搬入されたごみのうち、燃やせるごみは焼却をした上で、焼却灰を東京たま広域資源循環組合の最終処分場に搬入し、エコセメント化による再資源化を、燃やせないごみは、小平・村山・大和衛生組合での破碎後、民間処理施設に搬入し、再資源化を行っています。

小平・村山・大和衛生組合のごみ処理施設については、老朽化に伴う施設更新を順次、進めています。（仮称）新ごみ焼却施設の建設時には、近隣の処理施設に広域支援を依頼する予定であり、依頼先の施設周辺住民の理解を得るためにも、更なるごみ減量を推進する必要があります。

SDGsにおいても、廃棄物の発生を大幅に削減することが示されるなど、ごみの減量・発生抑制は、今や国際的にも大きな課題となっています。

今後も、ごみを排出する市民や事業者それぞれが、自ら出すごみに責任を持ち、4Rの観点からごみの減量・資源化の推進に取り組むことができる体制づくりを一層進めていく必要があります。

表3-10 ごみ収集量の推移

年度	収集量 (t)					
	燃やせる ごみ	燃やせない ごみ	資源になるもの		粗大ごみ	総数
			可燃性資源物	不燃性資源物		
平成 22	12,671	1,072	2,625	1,912	290	18,570
23	12,515	1,091	2,615	1,873	323	18,417
24	12,713	1,148	2,783	1,917	333	18,894
25	12,429	1,060	2,815	1,921	283	18,508
26	12,293	1,045	2,668	1,913	312	18,231
27	12,171	899	2,649	1,927	284	17,930
28	11,938	904	2,511	1,917	310	17,580
29	11,857	890	2,379	1,901	310	17,337
30	11,820	922	2,342	1,908	340	17,332
令和元年度	11,962	1,011	2,373	1,926	432	17,704

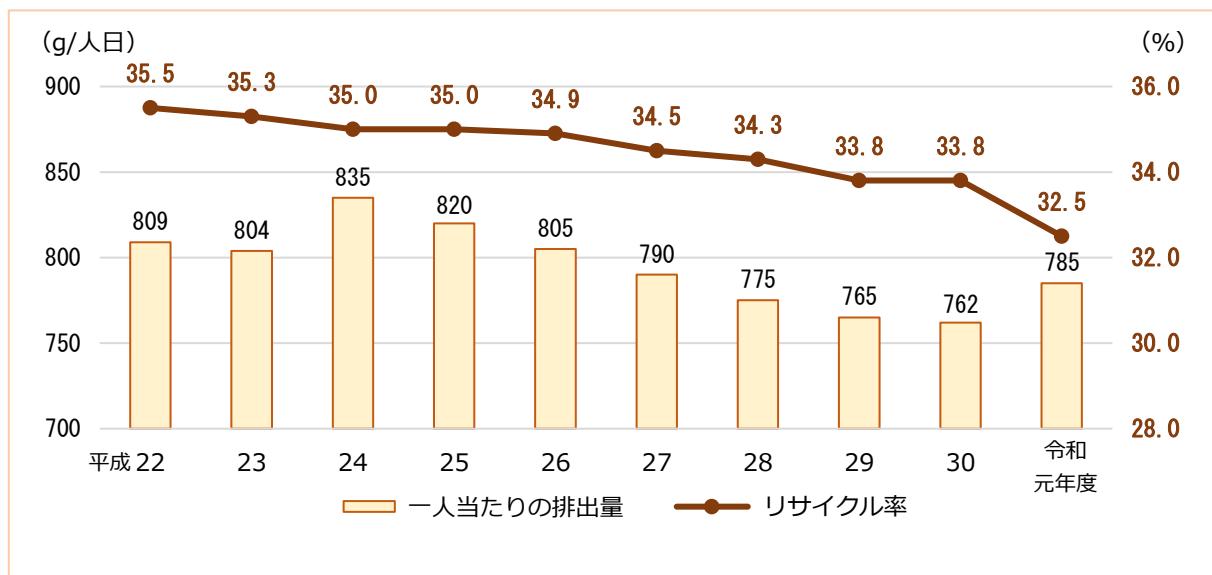
出典 ごみ対策課資料

表3-11 廃棄物資源分別事業による資源回収状況の推移

年度	搬入量 (t)	資源回収量 (t)			回収率 (%)
		可燃性資源物	不燃性資源物	合計	
平成 22	4,604	2,625	1,837	4,462	96.9
23	4,558	2,615	1,797	4,412	96.8
24	4,764	2,783	1,806	4,589	96.3
25	4,797	2,815	1,803	4,618	96.3
26	4,640	2,668	1,795	4,463	96.2
27	4,630	2,649	1,798	4,447	96.0
28	4,484	2,511	1,785	4,296	95.8
29	4,339	2,379	1,790	4,169	96.1
30	4,316	2,342	1,806	4,148	96.1
令和元年度	4,385	2,373	1,830	4,203	95.8

出典 ごみ対策課資料

図3-10 市民一人当たりのごみ排出量とリサイクル率の推移

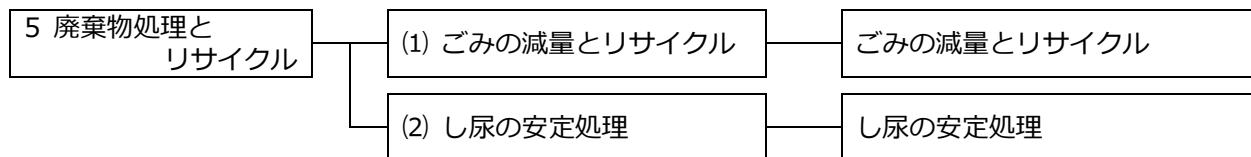


出典 ごみ対策課資料

■ 基本方針

市民、事業者及び市が協働し、ごみの減量とリサイクルを推進するとともに、ごみの処理に当たっては一部事務組合と共に、環境負荷の少ない効率的な処理を推進します。

■ 施策の体系・内容



(1) ごみの減量とリサイクル

項目	内 容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
ごみの 減量と リサイ クル	<p>ごみを出す一人一人が主体的に減量、リサイクルに取り組むことができるよう、情報提供に努めるとともに、事業者等への働きかけを行い、市民や事業者との協働による循環型社会形成の推進に努めます。</p> <p><u>新たに策定した食品ロス削減推進計画に基づき、更なる食品ロス対策や啓発活動に努めます。また、これまで実施してきた食品ロス対策や啓発活動を継続するとともに、良好な環境の次世代への継承等の観点から、家庭ごみの有料化及び戸別収集の導入を進めます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ごみ分別アプリの運用 ○家庭ごみの有料化及び戸別収集の導入 ○食品ロス削減の推進 ○事業者への働きかけ ○資源回収奨励金制度の推進 ○グリーン購入の推進 ○廃棄物資源分別事業の推進 ○3市共同資源化事業の推進 	ごみ対策課	

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
	①ごみの減量・リサイクルの推進に向けた情報提供		

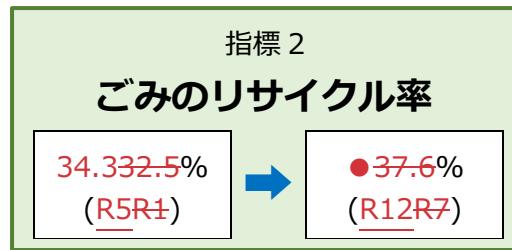
(2) し尿の安定処理

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
し尿の安定処理	<p>湖南衛生組合のし尿処理施設の適正な維持管理に努め、し尿の安定的な処理を行います。</p> <p>②し尿の安定処理の実施</p>	ごみ対策課	

■ 成果指標



(注) (総排出量 ÷ 年度末人口 ÷ 年間日数)
で算出



(注) (総資源化量 ÷ 総排出量 × 100) で算出。なお、総資源化量はエコセメントを含む。

第3節 地域交通

1 多摩都市モノレール推進

■ 現状と課題

多摩都市モノレールの延伸は、本市が大きく発展する絶好の機会であることから、延伸を見据えて積極的かつ計画的にまちづくりを進めていくことが必要です。

国は、平成28年4月に交通政策審議会答申第198号「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」を公表し、この答申では、多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面延伸が「事業化に向けて関係地方公共団体・鉄道事業者等において具体的な調整を進めるべき。」と位置付けられました。

その後、延伸に向けた取組が推進されており、令和7年3月に東京都において、多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸に関する都市計画決定が告示され、本都市計画決定は多摩都市モノレールの延伸に向けた重要な手続きであり、モノレール延伸事業は着実に前進しています。

市としても、引き続き沿道や駅付近の公共施設の配置の適正化等、延伸後を見据えたまちづくりを進めていく必要があります。その後、東京都において、平成30年度に「鉄道新線建設等準備基金」が創設されたほか、令和2年度に箱根ヶ崎方面延伸について現況調査及び基本設計等の予算が計上されるなど、実現に向けて大きな進展が見られたところです。

市としても、延伸後も見据え、引き続き多摩都市モノレールの導入空間ともなる新青梅街道の拡幅整備にあわせて沿道まちづくりや土地区画整理事業を積極的に推進するとともに、モノレールの乗降客を確保するためのまちづくりや、乗降客を想定した公共施設などの整備についても検討する必要があります。

図3-11 多摩都市モノレールの延伸想定図



出典 交通企画・モノレール推進課資料

■ 基本方針

令和6年に策定した多摩都市モノレール沿線のまちづくり方針にて定めた「武蔵村山らしさを守り、育てるとともに 人を呼び込み、人でにぎわう楽しいまち」というモノレール延伸後の沿線の将来像をもとに、まちづくりを進めます。多摩都市モノレールについては、将来の需要創出につながるまちづくりも重要であることから、平成30年12月に東大和市及び瑞穂町と共に策定した「モノレール沿線まちづくり構想」を踏まえたまちづくりを推進するとともに、導入空間ともなる新青梅街道の拡幅整備にあわせて、沿道まちづくりや土地区画整理事業を積極的に推進します。

また、延伸の早期実現に向け、市と市民が連携した促進活動を展開するほか、東京都等の関係機関への要望活動も行います。

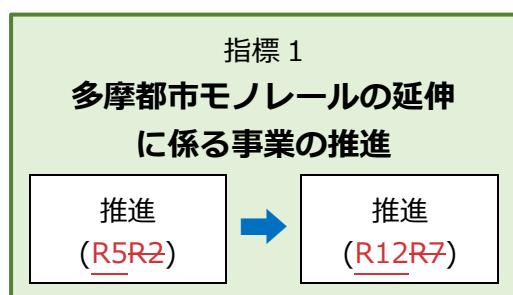
■ 施策の体系・内容



(1) 多摩都市モノレール延伸に向けた取組の促進

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
多摩都市モノレール延伸に向けた取組の促進	<p>多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面延伸について、「モノレール沿線まちづくり方針構想」や「立地適正化計画」を踏まえ、将来の需要創出にもつながる沿線のまちづくりを推進するとともに、用途地域の変更及び地区計画制度の活用等による地域の特性に応じた土地利用の誘導や都市機能誘導区域内に適正な都市機能の誘導を図ります。</p> <p>都市核やサブ核を有機的に結びつける都市軸として、市の骨格的な役割を果たす新青梅街道については、引き続き「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」に基づく建築行為等に係る指導を行うとともに、沿線のまちづくりの進捗に合わせて、適宜見直しを行います。</p> <p>導入空間ともなる新青梅街道の拡幅整備等にあわせて、沿道まちづくりや土地区画整理事業を積極的に推進します。</p> <p>また、延伸の早期実現に向け、市と市民が連携した促進活動を展開するほか、東京都等の関係機関への要望活動も行います。</p> <p>企業誘致については、多摩都市モノレールの延伸を見据え、新青梅街道沿道や想定新駅周辺への対象地域の拡大など検討していきます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none">○強調化 「モノレール沿線まちづくり構想」を踏まえた多摩都市モノレールの延伸に関する調査及び検討○市民組織への支援○市民組織と連携した促進活動の実施○各種イベント等の実施○募金等の基金への積立○モノレール延伸関連物品の作成・販売 <ul style="list-style-type: none">○強調化 「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」の運用【再掲】○強調化 地区計画制度を用いた沿道まちづくりの推進○強調化 都市核地区土地区画整理事業の推進【再掲】	<p>交通企画・モノレール推進課</p> <p>都市計画課</p> <p>区画整理課</p> 	

■ 成果指標



＜令和2年度多摩都市モノレールフォトコンテスト入賞作品の一部＞



2 地域交通

■ 現状と課題

多摩都市モノレールの延伸により本市の地域交通は大きく変化していくことが見込まれることから、延伸を見据えた持続可能な公共交通ネットワークの実現を図ることを目的とし、公共交通の基本方針や地域公共交通計画の策定など、延伸に伴う公共交通の見直しを進めています。

多摩都市モノレール延伸の実現により、地域交通の利便性は高まるものの、バス交通等については、引き続き市内の主要な交通手段となり、延伸後においても地域交通として重要な役割を担うことから、路線バスの充実に努めるとともに、引き続き、市内循環バス（MM シャトル）や乗合タクシー（むらタク）のより効果的な運行に取り組む必要があります。

乗合タクシー（むらタク）については、利用対象の拡大や利便性の向上（インターネット予約等）を行うなど、より多くの市民に、より便利にサービスを利用してもらうための取組を行っています。公共交通は通勤・通学など日常生活に欠かせない存在ですが、本市には軌道交通がなく、市民は定時性の確保が難しい路線バスや自動車等の利用を余儀なくされています。市民意識調査においては、~~推進していくべき都市基盤整備として「モノレールの早期延伸」が他の項目と比較して突出して高くなっています~~、男女別、年齢別、地域別の集計でも「~~モノレールの早期延伸~~」が全て1位を占めています。

一方、バス交通等については、多摩都市モノレール市内延伸の実現まで引き続き市内の主要な交通手段となり、延伸後においても地域交通として重要な役割を担うことから、路線バスの充実を関係事業者に要請するとともに、市内循環バス（MM シャトル）及び乗合タクシー（むらタク）の効果的な運行を継続的に検討する必要があります。

表 3-12 市内循環バス運行ルート概略

(令和2年4月1日現在)

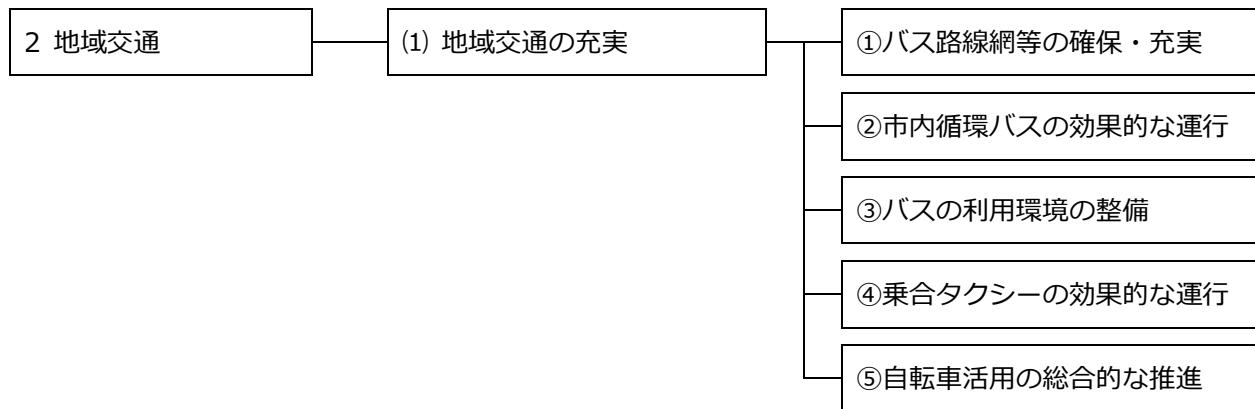
ルート名	通勤時	日中時
上北台ルート	上北台駅～市役所～（かたくりの湯）～三ツ木地区会館	上北台駅～市役所～かたくりの湯～総合体育館
玉川上水ルート	玉川上水～大南公園～シルバー人材センター～市役所	玉川上水駅～大南公園～イオンモール～市役所～かたくりの湯
武藏砂川ルート	武藏砂川駅～（イオンモール）～三ツ藤住宅～春名塚	-
西ルート	-	村山医療センター～武藏村山病院～イオンモール～総合体育館

出典 交通企画・モノレール推進課資料

■ 基本方針

多摩都市モノレール延伸を見据えた持続可能な公共交通ネットワークの実現に向けた取組を進めるとともにバス交通等については、路線バスの充実を関係事業者に要請するとともに、市内循環バス（MM シャトル）及び乗合タクシー（むらタク）の効果的な運行に努めます。

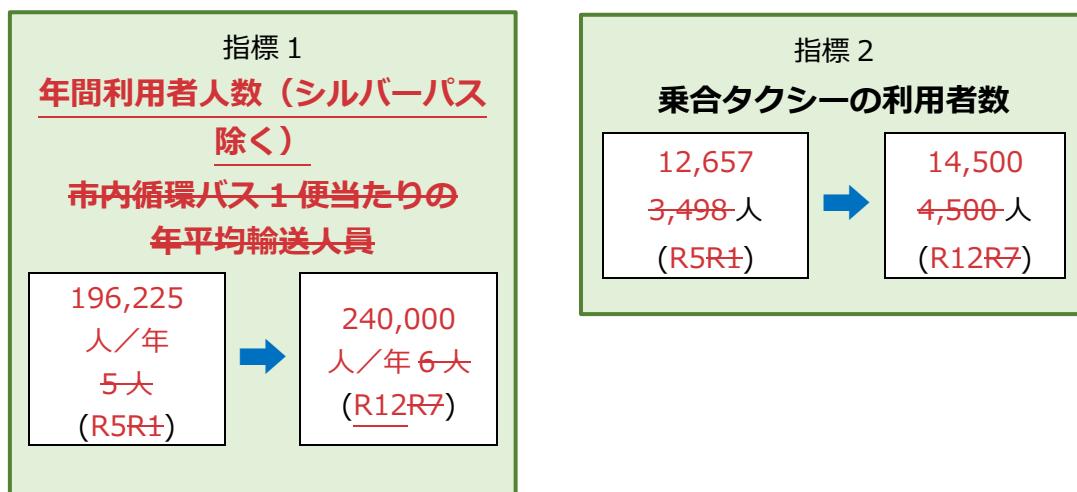
■ 施策の体系・内容



(1) 地域交通の充実

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
①路線バスの維持・充実バス路線網等の確保充実	<p>多様化する交通需要、公共交通を取り巻く社会情勢の変化等に対応するため、交通事業者などと協力・連携し、地域内外の主要拠点間を結ぶ役割を担う路線バスの維持に努めます。多様化する交通需要や幹線道路の整備状況にあわせ、新規路線の運行、既存路線の運行の充実や運行本数の増強等を関係事業者に要請するとともに、バス事業者やタクシー事業者等と連携し、交通利便性の向上に努めます。</p> <p>○強制化バス事業者等との調整 ○強制化都営バス路線維持経費の負担</p>		
②市内循環バスの充実市内循環バスの効果的な運行	<p>関係機関や交通事業者と協力・連携し、地域内の主要拠点間を結ぶ役割を担う市内循環バスの維持と利用者促進の取組に努めます。</p> <p>多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面延伸を見据え、地域公共交通計画に基づき、市内全体の交通網について検討を行います。まちづくりの整備状況や利用者の声を勘案しながら、関係機関と連携し効果的な運行の改善を図ります。</p> <p>○強制化バス路線等の検討 ○運行経費の補助</p>	交通企画・モノレール推進課	
③乗合タクシーの充実バスの利用環境の整備	<p>近隣地域を結ぶ役割を担う乗合タクシーの充実を図ります。</p> <p>路線バス及びコミュニティバスの路線網の密度が比較的低い市南西部だけでなく、市内全域の交通網を検討するに当たっては、利用者の多様性等を踏まえた検討を行います。高齢者や障害のある人をはじめとして、誰もが安心して乗り降りできるよう、ノンステップバスの導入促進などを関係機関に要請します。</p> <p>また、市内循環バスについては、走行距離等を踏まえ老朽化した車両の買替えに伴う経費の補助を行い、利用者の利便性の向上等を図ります。</p> <p>○強制化市内循環バス車両の買替えの推進</p>	交通企画・モノレール推進課	
④乗合タクシーの効果的な運行	<p>対象地域の交通需要や利用者の声などを勘案しながら、効果的な運行の改善を図ります。</p> <p>○運行改善に向けた検討</p>	交通企画・モノレール推進課	
⑤自転車活用の総合的な推進	<p>自転車の利用環境における課題の抽出を行い、自転車の利用促進に向けた検討を行います。</p> <p>○強制化自転車利用促進に向けた検討</p>	交通企画・モノレール推進課	

■ 成果指標



<市内循環バス（MMシャトル）>



<乗合タクシー（むらタク）>